

米国において進む金融商品の開示とデリバティブへの対応 — 米国の最新動向とわが国への示唆 —

総合研究部 副主任研究員 柳田 宗彦

《要旨》

1. 金融商品には、いくつかのリスクが付随している。しかも、近年、金融市場におけるボラティリティ（変動）が増大している。そのため、低コストで機動性の高い取引ができるデリバティブ（派生金融商品）を利用したリスクマネジメントの重要性が増している。デリバティブのリスクは他の金融商品と比べて特殊なものではないが、複雑に組み合わされている場合があるため、適切なリスクマネジメントが求められる。
2. 米国において金融商品のディスクロージャーが充実してきている。オフバランス取引及び信用リスクについてのFAS105号、すべての金融商品の時価開示を求めるFAS107号が既に公表されている。これらのディスクロージャーは必ずしも完全なものではないが、有益な情報を提供している。更に、現在、すべてのデリバティブを時価評価し、ヘッジ会計を大幅に変更する方向での検討が行われている。
3. 1994年はデリバティブに関する話題が多い年であった。各種レポートの公表やデリバティブによる損失の話題もあり、今後のデリバティブ市場を考えるうえで大事な年であったといえよう。各種のデリバティブに関するレポートで共通して強調されているのは、(1)会計及びディスクロージャーの充実、(2)リスクマネジメント体制の確立、(3)経営陣の関わりの必要性、であった。
4. これらの動きに対応して、従来のディスクロージャーを補完する形で、デリバティブのディスクロージャーの充実を求めるFAS119号が1994年10月に公表された。FAS119号は、デリバティブの保有目的別に取引内容、リスク及び会計方針についてのディスクロージャーを求めている。また、トレーディング目的の場合には、会計期間における取引の適正価額総額の平均残高やトレーディング損益のディスクロージャーをも求めている。
5. 米国と比べるとわが国の金融商品に関する会計処理・ディスクロージャーは、まだ遅れている。デリバティブの経済的效果が、財務諸表に正確に反映されていない。また、それを補完するディスクロージャーがわが国ではほとんど行われていない。
6. わが国における今後のデリバティブの発展のためには、企業のリスク状態を表すディスクロージャーを充実し、市場の透明性を確保することがまず必要である。更には、金融商品全般について、ヘッジ会計をも視野に入れたデリバティブの時価評価の導入等、包括的で一貫した会計処理を考えていくことが肝要であろう。

【目次】

- はじめに
- I. 金融資産のリスク
- II. 米国の金融商品の会計の概要
- III. 米国の金融商品に関する開示基準書の内容
- IV. デリバティブ問題
- V. FAS119号(デリバティブの開示)の内容
- VI. わが国の金融商品会計の現状

はじめに

米国において時価会計やデリバティブの議論が活発となっている。そこで、本レポートでは、米国における金融商品に関するディスクロージャーの動向を概観することとしたい。その後、後半では、最近話題となっているデリバティブにポイントを絞り米国のデリバティブのディスクロージャーの充実に向けた動きについて紹介したい。これにより、今後のわが国における金融商品のディスクロージャー及び会計処理のあり方についての一助としたい。

まず、本論に入る前に、ディスクロージャーとは何かについてふれておこう。ディスクロージャーは、投資家が投資判断をするのに役立つ情報であり、同時に企業の経営者が市場に送るメッセージであると考えられる。間接金融中心から、債券発行・エクイティファナンスといった直接金融へのシフトがみられる状況下では、投資家向けの情報を充実する需要はますます高まっている。

一方、現在のように金融商品が活発に取引され、デリバティブといった適切なリスクマネジメントが必要な商品がある場合には、それにあわせたディスクロージャーが必要とされてくる。ディスクロー

ジャーの一つとしての、金融商品に関する情報は、企業の現在の資産状況を知る上で重要であるとともに、企業が持つリスクにてらして金融投資の成果を評価する上でも、その重要性は極めて高いといえる。

なお、ディスクロージャーは、投資判断に役立つ情報という側面だけでなく、企業自身の情報を市場に知らせることにより自己規律を厳しくするという効果も併せ持っていることも指摘しておきたい。

I. 金融資産のリスク

A. リスクの類型

金融商品のディスクロージャーは、企業が保有するリスクを外部の利害関係者である投資家等に対して、開示することにより、投資判断等に資するために行われている。米国における会計基準設定団体である財務会計基準審議会(FASB)は金融商品の会計上の対象となるリスクとして、以下の3つがあると考えている(FAS105号第7項)。これらのリスクの存在について外部の利害関係者に伝える手段がディスクロージャーである。

・信用リスク

相手方の契約不履行によって損失が発生する可能性

・市場リスク

将来の市場価格の変動によって、金融商品の価値が減少することにより、負担が増大する可能性(金利リスク、為替リスク、価格リスク)

・盗難または物理的損失のリスク

なお、デリバティブのリスクは他の金融商品と比べて特殊なものではないが、複雑に組み合わされている場合がある。ただし、デリバティブは新しい商品であるため、法制面等での整備が遅れており、従来の金融商品ではあまり存在しない法的リスク⁽¹⁾が存在している点にも注意したい。

⁽¹⁾ イギリスの地方自治体が行ったスワップ取引について、地方自治体はスワップ取引当事者としての権利能力がないとの最高裁判決が下り、スワップが無効とされた例がある。

B. デリバティブが必要とされる理由

デリバティブが必要とされる理由として、まず挙げられるのは、リスクマネジメントが必要となつたこと、また、可能となつたことであろう。企業をとりまくリスクが高まつたことから、これらのリスクをコントロールしてそれに見合つたリターンを得ることが求められている。例えば、ボラティリティ⁽²⁾について見ると、(表1)のとおり、1960年代と比べると、ボラティリティの数値が1990年代は大幅に高まっており、金融資産価格等の振れ幅が大きくなっている。そのため、ヘッジを含むリスクマネジメントが必要くなっている。これに答えられるのが、コンピューターや金融理論の発達により可能となつたデリバティブである。デリバティブの特徴は、伝統的な金融商品と比べて低コストで機動性の高い取引ができるのである。すなわち、リスクマネジメントに必要なポジションを現物でとるよりも安価に機動的に作りだせるのである。

表-1 年代別ボラティリティ (単位: %)

	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代
金利				
公定歩合	2.2	5.8	6.1	5.5
長期プライムレート	—	2.9	4.7	5.1
為替レート	—	7.8	10.5	16.6
株価	13.9	13.5	11.6	19.8

(注) 1994年8月までの月次データに基づく数値
為替レートは円／ドルレート、株価はTOPIX
長期プライムレート及び為替レートの1960年代には欠損値があるため、表示せず

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

II. 米国の金融商品の会計の概要

このような金融商品を巡る環境の変化に対応して、FASBは、1986年5月に金融商品をプロジェクトの課題に載せることを決定し、時価会計についての検討を開始している。このプロジェクトは、(1)ディスクロージャー(開示)、(2)認識と測定(会

計処理)、(3)負債と持分の区分(転換社債等の負債と持分の両方の性格を持つ金融商品の問題)、という3つのパートから構成されていた。この金融商品プロジェクトについての動きを年表としてまとめる(表2)のとおりとなる(今回のレポートで主に採り上げているのは、網掛け部分)。

表-2 FASB 金融商品プロジェクトの動き⁽³⁾

1986年	FASBによる金融商品の会計処理と開示を規定するプロジェクト発足
1987年	金融商品の開示一般を規定する公開草案を公表(基準書にはならず)
1990年	FAS105号『オフ・バランスシート・リスクを伴う金融商品と信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示』を公表 『負債と資本の区分及びその両方の性格を持つ商品の会計処理』の討議資料を公表
1991年	『早期返済の危険がある投資の会計処理について』の公開草案を公表(基準書にはなっていない) 『金融商品の認識と測定』の討議資料を公表 FAS107号『金融商品の適正価額の開示について』を公表 『ヘッジ会計－基本問題の探究－』のリサーチレポートを公表
1992年	減損した貸付金と市場性ある有価証券についての2つの公開草案公表(FAS114号とFAS115号となる) 『ヘッジ及びその他のリスク調整活動の会計処理』のレポート公表
1993年	FAS114号『貸付金の価値の減損についての貸付者の会計処理について』を公表 FAS115号『債務及び持分証券の投資の会計処理について』を公表
1994年	FAS118号『貸付金の価値の減損についての貸付者の会計処理について－収益認識』を公表 FAS119号『派生金融商品及び適正価額の開示』を公表

このうち、「認識と測定」については複雑であり時間を要することから、まず「ディスクロージャー」についての検討から行い、続いて「認識と測定」について検討を行うこととなった。

⁽²⁾ 特定資産の価格変動性を表している。通常は、資産価値の自然対数をとり、その標準偏差を年率換算して表示する。

⁽³⁾ FASBにおける会計基準は、個別問題ごとに公表順の番号が付与された基準書(FAS)により定められる。基準書は、公開草案として一般に公開され、コメントを受けた後に決定される。

なお、FASB のプロジェクトにおける金融商品とは、「現預金、持分金融証券または(a)将来結果的に不利な条件で、他の企業に現預金または他の金融商品を引き渡す(もしくは他の金融商品と交換する)契約上の義務、及び(b)将来結果的に有利な条件で、他の企業から現預金または他の金融商品を受け取る(もしくは他の金融商品と交換する)契約上の権利(FAS107 号第 6 項)」とされている。これは伝統的金融商品である現預金、株式、債券、貸付金からオプション・スワップ等のデリバティブまでを含む広範なものである。

A. 金融商品プロジェクト

1. 「ディスクロージャー」

1987 年には、「ディスクロージャー」についての公開草案『金融商品についての開示』が公表された。その内容は、(オンバランスかオフバランスかにかかわらず)すべての金融商品に対し信用リスクや金利・時価等についてのディスクロージャーを求めるものであった。しかし、ディスクロージャー内容が広範過ぎる等との批判を受けたため、FASB は対象を限定し、1990 年にまず、FAS105 号『オフバランスシートリスクを伴う金融商品、並びに信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示』を公表した。FAS105 号は、オフバランス・リスクのある金融商品の開示及び信用リスクについての開示を求めていた。続いて翌 1991 年に公表された FAS107 号『金融商品の適正価額の開示について』は、金融商品全般の時価開示を求めていた。この時点で「ディスクロージャー」についての問題は終了したと考えられていたが、更に、デリバティブの開示を充実させることを目的として、1994 年 4 月に公開草案『派生金融商品及び金融商品の時価開示について』が公表され、10 月に FAS119 号として決定されている。

⁽⁴⁾ 持分証券とは、株式に代表される証券であり、企業に対する所有持分を示す証券をさしているが、転換社債及び株式であっても償還可能な優先株は含まれない。債務証券とは、債券に代表される証券であり、発行体と債権者との関係を示す証券をさしている。
⁽⁵⁾ FAS115 号の議論は、抽稿「米国における時価会計をめぐる議論について—FAS115 号（有価証券の時価評価）と金融機関の動向を中心として—」『ニッセイ基礎研究所調査月報』1993 年 10 月号参照。

2. 「認識と測定(会計処理)」

「認識と測定」に関するパートでは、1991 年に『金融商品の認識と測定』と題した討議資料を公表し、「金融商品の会計処理は、6 つの基礎的な金融商品の会計処理の組み合わせにより行う」ということを示したのち、その先に進んではいない。ただし、「認識と測定」のなかのサブプロジェクトは、いくつか完成している。例えば、FAS114 号『貸付金の価値減損についての貸付者の会計処理』は、減損した貸付金、いわゆる不良債権について現在価値での評価を求めていた。また、FAS115 号『債務及び持分証券への投資の会計処理』は、有価証券へ時価評価を導入している。

FAS115 号の対象となる有価証券は、「適正価額を決定できる持分証券及びすべての債務証券」⁽⁴⁾である。有価証券を(表 3)のとおりに 3 つに区分し、各区分毎に定められた会計処理方法をとることを求めていた。債券は、3 区分のいずれかに分類され、株式は売買目的証券か売却可能証券のどちらかに分類される株式は、すべて時価評価される(損益計算に反映するしないの違いはあるものの)こととなっている。一方、債券は、従来は原則として原価法(均等利回り評価額)で計上できていたものが、かなりの部分に時価評価を行わなければならなくなっている⁽⁵⁾。

表-3 FAS115 号による有価証券の区分

区分	区分方法	会計処理方法
満期保有証券	企業が満期まで保有する明確な意思と能力をもっている債務証券	均等利回り評価額で報告
売買目的証券	主に短期間のうちに売却することを目的として購入され保有される債務証券及び持分証券	未実現損益を含んだ適正価額で報告し、未実現損益は損益計算に含める
売却可能証券	満期保有証券・売買目的証券のいずれにも分類されない債務証券及び持分証券	未実現損益を含んだ適正価額で報告するが、未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示

3. 「負債と持分の区分」

「負債と持分の区分」に関するパートでは、1990年に『負債と資本の区分及びその両方の性格を持つ商品の会計処理』の討議資料を公表した後、活動が停止している。これは、ワラントや転換社債といった金融商品を対象としている。

B. デリバティブの特徴と会計処理

デリバティブは、外国為替、金利、債券、株式等の金融商品から派生(derive)した取引であるため、金融派生商品(derivative)と呼ばれる新金融商品である。これらは、金融商品のリスクの回避・調整といった取引を低コストで行うために開発された取引で、かつ機動性が高いという特徴を有している。デリバティブの持つ特徴の故に、この特徴を認識したリスクマネジメントを行わないと、大きな損失を被る可能性がある。また、元々はリスク回避のための手段として開発された商品であるが、デリバティブを投機目的で行う企業もある。デリバティブとされる取引は、先渡取引、先物取引、オプション、スワップ等が主な例として挙げられる。これらデリバティブと呼ばれるものは、通常、貸借対照表(Balance Sheet)に計上されないため、オフバランスシート取引とも呼ばれることがある。また、デリバティブは、単独で取引されるだけでなく、金利スワップを先物化した金利

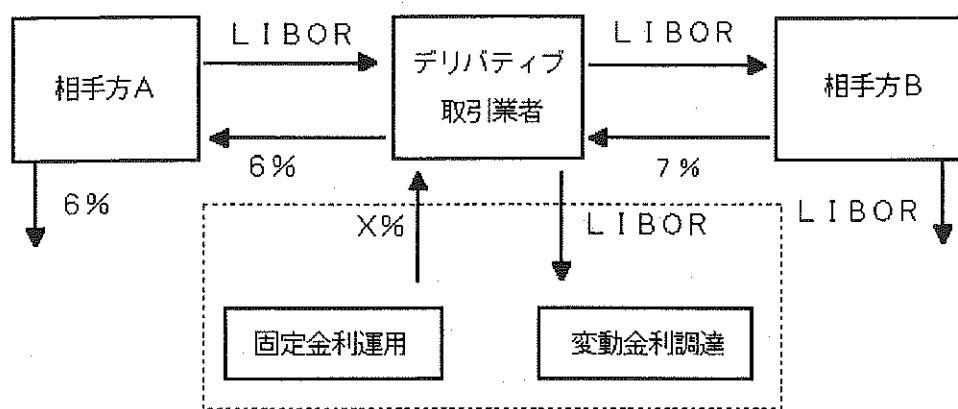
スワップ先物や、オプション化した金利スワップショットといったように、組み合わされることにより、商品のバリエーションが広げられている。本レポートのテーマであるディスクロージャーは、会計処理との関係で変わるものであり、以下に、先物取引、オプション、スワップといった代表的な商品及び米国における会計処理の概説を行うこととする。

1. スワップ

スワップは、もともと「交換する(swap)」という意味であり、企業間で債務等の交換を行い、為替や金利の変動に対するリスク・ヘッジの手段として使われており、「通貨スワップ」「金利スワップ」がある。このうち、最も多いのが、金利スワップであり、スワップ残高の約8割を占めている。金利スワップは、債務の元本を交換するのではなく、金利の支払いのみを交換する取引である。そもそも、スワップが成立するのは、取引開始時点で取引から生じるキャッシュフローの現在価値(時価)が等しいとしているからであり、時価が取引のベースとなっている。

スワップ等のデリバティブが用いられるのは、大きく分けて3つの動機があげられる。(1)ディーリング、(2)リスクネジメント、(3)投機の3つである。

図-1 金利スワップの構造



[] 内は相手方Bがデフォルトした場合に生じるキャッシュフロー

ディーリングは、(図1)のように複数の取引の間の金利の差を抜く取引であり、金融市場の歪みや格付けの格差を利用したディーラーによる取引である。ただし、これが可能となるのは、自己の格付けと取引能力の高さが必要となる。また、必ずしも(図1)のような相手がうまく見つからない場合には、反対取引として米国国債取引を行うことにより自己のポジションを持たないようにすることもある。すなわち、デリバティブのヘッジを現物で行うということも起こっている。

リスクネジメントは、エンドユーザーでも行っている業務であり、金利変動からのリスクをヘッジしたり、自己の許容できる範囲までリスクを減少させる取引である。投機は、自己の相場観に基づいてリスクを取ることにより収益を得ようとする取引である。

米国においても、スワップの会計処理の基準書ではなく、会社の会計慣行に基づいて行われているのが現状である。通常は、スワップ取引は、発生主義に基づいて計上されている。すなわち、スワップ取引の中心的な存在である金利スワップであれば、交換する金利の発生に応じて会計処理を行っている。また、ディーリング及び投機の場合には時価評価されることとなっている。更に、ヘッジの場合には、ヘッジ対象資産にあわせて時価評価が行われることもある。現在のヘッジ会計は、ヘッジ資産の評価方法にあわせる混成アプローチ⁽⁶⁾が通常採られている。

スワップの時価とは、スワップから生じるキャッシュフローの現在価値を指している。そもそも、契約時には、等価値であるとして交換されたのであるから、その時点でのキャッシュフローの現在価値は等しくなっている。これが、原資産の価格変動等により、変化していくのである。また、現

在価値に割り戻すときの利率によっても影響を受け、どのような金利を使用するかによって、価格も変わってくる⁽⁷⁾。

2. 先物取引、先渡取引

先物取引、先渡取引は、通貨やその他の金融資産を対象として、将来の一定期日または一定期間内に受け渡すべきことを現在の一定の条件に従い前もって約定しておく売買取引である。これらの取引はもともと将来の価格変動による損失をヘッジするために、商品取引などの分野で早くから発展していたが、現在では、金融商品に関する取引が急速に発展している。金融商品の先物取引として、わが国では債券先物、日経300、株価指数先物、金利先物、通貨先物等がある。また、先渡取引としては、為替予約、FRAといつものがある。先物取引と先渡取引の違いは、(表4)のように大きくは、取引所で行われる定型的な取引かそうでないかによっている。

表-4 先渡契約と先物契約の比較

先渡契約	先物契約
・二つの投資家の相対取引	・取引所での取引
・標準化されていない	・標準化された取引
・受渡しは特定日	・受渡期間が存在
・取引の最終日に清算	・日々の値洗い ⁽⁸⁾
・通常、受渡しや現金清算が行われる	・取引は満期日前に通常クローズされる

(1) 米国では完全な値洗い制度が行われているが、わが国では取引所と会員企業の間でのみ値洗いが行われている。

(資料) ジョン・ハル[6]を基にニッセイ基礎研究所作成

先物取引の時価は、金利や原資産の市場価格が反映された取引所の相場価格であるその時点で決済した価格である。先渡契約の場合は相場価格はないものの、同様に計算されたその時点で決済した価格である。

⁽⁶⁾ 混成アプローチは、ヘッジ手段の価値の認識を、ヘッジ対象商品の損益認識方法と一致させるように、会計処理する方法。すなわち、ヘッジ対象商品が原価法で会計処理されているならば、ヘッジ対象商品の損益が認識されるまで、ヘッジ手段の価値の認識は繰り延べられる。混成アプローチ以外には、すべてを時価評価する時価アプローチ、ヘッジ手段及びヘッジ対象商品の価値の認識を繰り延べる繰延アプローチがある。

⁽⁷⁾ 金利は、ユーロ円の預金金利、金利先物、スワップレートの組み合わせで行われることが多いが、その期間別の組み合わせ、利率が存在しない年限の想定方法等により、異なってくる。

i. 通貨先物の会計処理

先物取引の会計処理は、通貨先物とそれ以外の先物取引とで異なっている。通貨先物の会計処理は、FAS52号『外貨換算』により規定されている。通貨先物の証拠金として預託した現金は、貸借対照表上資産の部に「預け金」として会計処理することが妥当とされている(規定はなし)。そのため、先物取引の契約残高は貸借対照表上にあらわれないオフバランス取引となっている。会計処理は、保有目的によって異なり、投機目的とヘッジ目的に分けられる。

まず、投機目的の通貨先物契約の価格の変化により生じる未実現損益は、当期の損益として認識する時価基準を適用することとなっている。外貨建資産または負債のヘッジ目的で行われる通貨先物については、そのヘッジ資産または負債が決算時のスポットレートで換算される場合には、先物契約時のスポットレートと通貨先物レートとの差額に先物外貨金額をかけた金額は先物期間にわたって償却し、契約時のスポットレートと期末のスポットレートとの差額に先物外貨金額をかけた金額は当期の損益として認識する。また、予定ヘッジの取扱は確定約定についてのみ認められている。

ii. 先物取引の会計処理(通貨を除く)

通貨先物以外の先物取引の会計処理は、FAS80号『先物取引の会計処理』により規定されている。証拠金として預託した現金は、通貨先物と同様に貸借対照表上資産の部に「預け金」として会計処理される。また、契約残高は貸借対照表上にあらわれないオフバランス取引である。会計処理は、次の状況のもと、価格変化により生じる未実現損益は、当期の損益として認識する時価基準を適用される。

- ・投機目的
- ・時価評価される資産または売ポジションのヘッジ取引
- ・ヘッジ取引の要件が満たされない取引

これに対して、保有資産、負債、確定売買契約、予定取引のヘッジ目的で行われる先物取引については、一定のヘッジ基準が充たされた場合には、ヘッジ会計が適用される。ヘッジ会計が適用される場合は先物取引にかかる損益は繰延処理が行われ、ヘッジ対象資産または取引の収益または費用計上期に損益に計上される。しかしながら、FAS80号においては、予定取引のヘッジ目的の対象をほぼ確実な将来の取引のヘッジにまで拡大しており、FAS52号と相違がある。

3. オプション

オプション取引とは、一定期間内に一定数量のものを一定の価格で買い付ける選択権(option)あるいは一定期間内に一定数量のものを一定の価格で売り付ける選択権またはその両者を組み合わせた選択権を他人に付与したり、売買したりする取引をいう。オプション取引の対象となる原資産は、通貨、金利、株価指数、債券等である。

オプションには、原資産についての予め定めておいた行使価格で予め定めておいた金額を買う権利(コール・オプション)または売る権利(プット・オプション)がある。この権利の売買をオプション取引といい、オプションの買手が売手に権利の対価であるオプション料(プレミアム)を支払うことにより成立する。このプレミアム算出にあたり、統計的なデータとブラック・ショールズの算式等のオプション・プライシング・モデルが使用される。その後の時価についても、同様の方法で計算される。

オプションの買手は、行使期日または行使期間に行使レートが直物相場より有利な場合、オプション行使し、不利な場合行使しないがそのコストなり損失はオプション料に限定される。オプションには、取引所に上場されているものと相対取引により自由に行使価格、金額、期間の選べるものがある。また、行使期間内であれば、いつでも権利行使できるアメリカン・オプションと権利行使

が行使期間最後の日に限定されるヨーロピアン・オプションがある。わが国では、アメリカン・オプションとヨーロピアン・オプションとも取引が行われており、オプション実行日に現物の受渡しを伴う通貨直物オプションは相対取引でおこなわれている。

オプション取引の会計処理を規定している基準書はないが、強制力はないものの AICPA の問題点資料(Issue Paper)により推奨される会計処理が定められている。まず、オプション購入時に支払う(または売却時に受け取る)プレミアムは、支払プレミアム(または受け取りプレミアム)勘定を使い、貸借対照表上資産(または負債)として計上される。オプション取引の契約残高は貸借対照表上にあらわれないオフバランス取引となる。オプション取引の会計処理についても、保有目的によって異なり、ヘッジ目的とその他の目的に分けられる。

保有資産・負債、確定売買契約、予定取引に対するヘッジ目的で行われるオプション取引は、一定のヘッジ基準が満たされた場合には、ヘッジ会計の適用が妥当とされている。

ヘッジ会計が適用されないオプションは、すべてそのプレミアムを時価で評価し、その評価損益を当期の損益として認識する時価基準が推奨されている。また、ヘッジ会計が適用されないオプションについても、金融機関以外の企業においては、低価法で評価することも一つの会計処理と認められている。

C. 金融商品の会計処理に関する最近の動き

以上の金融商品に関する米国の会計処理の大きな特徴をまとめると、ヘッジ目的の場合はヘッジ会計が適用され、その他の場合には時価で評価するという傾向である。現在のヘッジ会計は、ヘッジ対象となる商品の評価方法にあわせて繰り延べる繰延ヘッジ会計を含めた混成アプローチが用い

られている。

ただし、1994年11月にFASBは、ヘッジ会計の変更を仮決定している。前述のとおり、ヘッジ会計は、商品間の取り扱いが異なることから、問題視されており、検討が続けられてきた。

今回、仮決定したアプローチは、従来から行われてきた繰延ヘッジ会計の延長線上になく、FAS 115号アプローチと呼ばれる新しいアプローチをとっている。

デリバティブは、トレーディング目的とリスクマネジメント目的の取引に分類される。まず、トレーディング目的は、未実現損益を含んだ適正価額で報告し、未実現損益は当期の損益計算に含められる。リスクマネジメント目的は、未実現損益を含んだ適正価額で報告するが、未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示することとなっている。すなわち、リスクマネジメント目的のヘッジ取引は評価損益は当期損益としないものの、時価評価を義務づけることを提案している。このように、目的別に分類し、トレーディング目的を FAS115号における売却目的証券のように、また、リスクマネジメント目的を売却可能証券のように会計処理することを以て、FAS 115号アプローチと呼ばれている。

リスクマネジメント目的の対象となるリスクのエクスポージャーの定義も幅広く、キャッシュフロー、時価、現在に対して及び将来に対してだけでなく、戦略的にとる場合、信用リスクや災害等の事象に対して備える場合にも当てはまると言っている。また、従来のヘッジのようにヘッジと認められる条件も厳しくなく、意志表示さえすれば、リスクマネジメント目的とできるとされている。

以上の内容にしたがって、現在、検討が行われており、1995年前半には、公開草案が公表される予定となっている。

III. 米国の金融商品に関する開示基準書の内容

前述のFASBのプロジェクトにおけるディスクロージャーのパートの結果であるFAS105号及びFAS107号の解説を以下において行う。

金融商品に求められるディスクロージャー情報は、4つに大別できる⁽⁸⁾。(1)利用目的、(2)適正価額、(3)市場リスク⁽⁹⁾、(4)信用リスク、である。FAS105号は、オフバランス・リスクのある金融商品の利用目的、市場リスク及び信用リスク並びにすべての金融商品の信用リスクの集中に焦点をあてている。FAS107号は、オフバランス金融商品を含む金融商品全般の適正価額に焦点をあてている。以下、FAS105号及びFAS107号の概略を解説した上で、ディスクロージャーの実態の紹介を行うこととする。

A. FAS105号の内容

FAS105号が求める開示内容は、主に以下の3つである。また、同基準書は1990年6月15日より後に終了する会計年度から金融機関を含むすべての企業に適用されている。

1. オフ・バランスシート・リスクを伴う金融商品について、商品ごとに下記のabを開示
 - a. 額面または契約金額(想定元本)
 - b. 内容及び条件
2. オフ・バランスシート信用リスクを伴う金融商品について、商品ごとに下記のa bを開示
 - a. 金融商品の取引相手が契約条件不履行の状態になり、担保・保証等が無価値となった場合に被る会計上の損失額
 - b. 信用リスクを伴う金融商品について担保・保証等を徵求する方針、保全状態及び担保保

証等の内容と簡単な説明

3. すべての金融商品から生じる信用リスクに重要な集中がある場合各々の集中状態
 - a. 集中をもたらす活動、地域もしくは経済的特徴についての情報
 - b. 集中をもたらす金融商品の信用リスクにより被る可能性のある会計上の損失額

1.により、オフ・バランスシート・リスクとしての市場リスクや信用リスクを抱えている金融商品の額面や契約金額(想定元本)や内容及び条件を開示することにより、その取引規模及び取引状態を明らかにしている。しかしながら、オフ・バランスシート・リスクを持つ金融商品の額面や契約金額は、企業の持つリスクの金額とは異なっている。そのため、2.において、オフ・バランス信用リスク金額を開示するように求めている。ただし、信用リスクだけですべてのリスクを反映しているわけではないため、FAS107号のような適正価額の開示により相互に補完している。

更に、3.として信用リスクの集中を求めているが、ここでは1.2.のようにオフバランスに限定せずに、オンバランス取引である貸付金等も含めた信用リスクの集中を開示の対象としている。ただし、どの程度の信用リスクの集中について開示すべきかという基準値は設けておらず、企業による判断に任せている。そのため、企業により、その開示方法、対象の選び方に幅が見られている⁽¹⁰⁾。

なお、オフバランス取引の定義としては、次の4つに分ける考え方がある⁽¹¹⁾。

- a. 貸借対照表に表示されない取引すなわち簿外取引と見る考え方
- b. 貸借対照表にその取引の総額が表示されな

⁽⁸⁾企業財務制度研究会[3]参照

⁽⁹⁾市場リスクによる変動の影響を受ける可能性を指している。契約条件等の開示等、将来の金融情勢や金融情勢により金融資産の価値がどの程度変化を受ける可能性があるかについて、判断の材料となる情報を求めている。為替は外貨持ち高、債権債務はマチュアリティー・ギャップのポジションの状況や各取引条件及び残高等の商品別の測定尺度が用いられていた。

⁽¹⁰⁾Dorsey他[18]参照

⁽¹¹⁾小宮山[4]参照

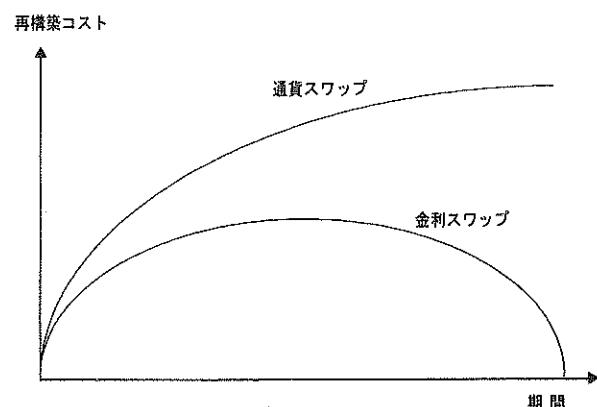
い取引と見る考え方

- c. 貸借対照表に表示されている金額を超える会計上の損失を生じさせる可能性のある取引と見る考え方
- d. b. の考え方財務諸表において認識が中止された取引の一部を加える考え方

FAS105号が対象としているオフバランス取引は、ここでいうc.である。すなわち、オフバランスリスクは、金融商品から発生する信用リスクまたは市場リスクが貸借対照表上に一部または全く計上されていないものである。したがって、例えば、オプションのようなデリバティブであっても、買建オプションで権利行使を行わなかった場合の損失額は、支払オプション料(貸借対照表計上額)に限定されており、オフバランスリスクがないため、FAS105号の対象とならない。

一方、信用リスクの金額は、「金融商品の取引相手が契約条件不履行の状態になり、担保・保証等が無価値となった場合に被る会計上の損失額」であり、再構築コストを指している。再構築コストとは、その時点において、不履行となった契約と同一のキャッシュフローを再現する場合に要するコストの現在価値である。しかも、損失を被る場合のみ、すなわち、その時点において時価がプラスのものを対象としており、当初の予測と比べて自分にとって不利となり、時価がマイナスとなっている場合は、相手方が契約条件不履行の状態となつても損失が生じないため、信用リスクは生じないと考えられている。しかし、こうした場合でも、今後の金利変動によっては信用リスクが生じる可能性がある。また、再構築コストは、(図2)のように、金利スワップでは時間の経過により一旦増加したあとで低下し、通貨スワップでは時間の経過にしたがって増加していく性格がある。

図-2 金利・通貨スワップの再構築コスト推移



(資料) ニッセイ基礎研究所作成

そのため、現在の再構築コストが将来的にも最大損失額であり続けるというわけではない。そこで、国際決済銀行(BIS)の規制における信用リスクの算定方式では、カレント・エクスポージャー方式として、再構築コストに潜在的なリスクであるポテンシャル・エクスポージャーを加えた金額する方法が採られている。

B. FAS107号の内容

FAS107号は、すべての金融商品を対象としている。ただし、不動産は対象外としている。また、年金やリース契約、保険・担保契約等、他の基準書で定義される商品等については、それぞれ該当する基準書に基づいた時価開示が行われており、FAS107号の開示の対象外となっている。

FAS107号は、1992年12月15日より後に終了する会計年度から金融機関を含むすべての企業に適用されている。ただし、小規模企業⁽¹²⁾については、1995年12月15日より後に終了する会計年度から適用される。

FAS107号の指す適正価額(fair value)とは、「強制的売却または清算に係る売却の場合を除き、経常的取引において、意志を有する当事者間で、当該商品が交換される場合の価格(FAS107号第5項)」であり、市場価格(market value)、また

⁽¹²⁾直近の貸借対照表で総資産1億5000万ドル以下の企業体であり、FAS107号とFAS119号共通。

それが無ければ類似商品の時価や将来のキャッシュフローの現在価値等の評価技術に基づく価格とされている。市場価格ではなく適正価額という用語を基準書において採用したのは、開示の対象を、活発な流通市場で取り引きされる市場価格がある商品の価格だけに限定するのではなく、流通・発行市場の双方から得られる価格及び利率等により価額が適正に把握できる商品までを含むことにより広く開示を求めるためであるとされている。したがって、FAS 107 号以降の時価会計論議においては適正価額という用語が使用されている。

ただし、FAS107 号による開示における適正価額の計算方法は、特定されておらず、「市場価格が入手可能であるならば、金融商品の適正価額の最善の根拠となる。市場価格が入手できない場合、経営者による適正価額の最善の評価は、類似の性質を持つ金融商品の市場価格または諸評価技術に基づくものであろう(例えば、リスクに対応した割引率を用いて評価した将来のキャッシュ・フローの現在価値、オプション・プライシング・モデルまたはマトリックス価格設定モデル)。(FAS107 号第 11 項)」というように、市場価格を最善のものとしつつ、市場価格がない場合は、各企業における判断により計算方法を決定し、計算結果とその方法について開示することとなっている。したがって、後述するとおり、各社まちまちの計算方法をとっている。

また、短期金融商品については、発行時期と予想される現金化の時期の間が短いことにより、適正価額と簿価が等しい場合があるとして、適正価額=簿価としてもかまわないとしている。

開示が求められている項目は次の(a)(b)のとおりである。(a)適正価額の見積りのできる場合は、当該金融商品の適正価額及び適正価額を見積るために使用した方法及び重要な仮定の開示、(b)適正価額の見積りができない場合は、当該金融商品の適正価額の見積りに関連する情報(例えば、帳簿価額、実効金利、満期日)及び適正価額

の見積りができない理由の開示。

C. 時価開示の適用状況

時価開示の適用状況として、以下に 1993 年における 3 社の開示実例を紹介することとする。貸借対照表の金額と開示における金額とを組み合わせることにより、どの項目でどの程度の開示が行われ、含み損益がどの程度あるかについて、わかるようしたい。製造業として IBM、保険会社としてアメリカン・ファミリー、銀行としてバンカメリカを挙げることとする。

米国では、1990 年から FAS105 号、1992 年から FAS107 号が適用されている。また、FAS115 号は 1994 年からの適用であり、発効日以前ではあるが、以下の例のなかではアメリカン・ファミリーが FAS115 号に基づいた会計処理を既に行っている。

1. 製造業の時価開示

IBM は、金融機関と比べると資産・負債全体に金融資産・負債が占める割合は、高くなく、資産側では 62.8%、負債・資本計に対しては 46.6 %である。また、時価開示の対象となっているのは、資産側では 13.9%、負債・資本計に対しては 37.5%である。

2. 保険会社の時価開示

アメリカン・ファミリーの時価開示の対象となっている金融商品は、資産側では、満期保有証券、売却可能証券及び抵当貸付であり、負債側では、借入金である。資産・負債全体に対する金融資産・負債が占める割合は、資産側では 83.4% であるにもかかわらず、負債・資本計側では 5.1% であり、バランスがとれていない。更に、時価開示を行っているのは、資産側では、全体のうち 79.5 %を対象としているのに対して、負債側は、0.8 %のみが対象となっているにすぎない。負債側における時価開示の占率が極めて低いのは、最も大

表-5 IBMの時価評価

(単位：百万ドル)

資産	貸借対照表	時価	資本	貸借対照表	時価
現金	○ 873	5,861	税金	1,589	
現金等価物	○ 4,988		短期債務	○ 12,097	12,096
市場性ある有価証券	○ 1,272		買掛金		3,400
受取手形および売掛金	△ 11,676		給与および給付金		2,053
(営業外債権および貸付金)	○ (4,120)	4,153	前受収益		3,575
販売型リース債権	△ 6,428		その他の未払費用および負債	△ 10,436	
その他の受取債権	△ 1,308		(未払金および未払費用)	○ (3,027)	2,889
棚卸資産		7,565	長期債務	○ 15,245	15,840
前払費用およびその他の流動資産		5,092	その他の負債		11,177
工場設備、賃貸機械およびその他の固定資産		17,521	繰延税金		1,803
投資およびその他の資産	△ 24,390		(先物、金融保証、スワップ)	○ (37)	941
(長期投資)		(179)	株主持分		
(先物、オプション、スワップ)		(38)		19,738	
資産合計		31,113	資本および資本合計		31,113
時価開示対象		11,253	時価開示対象		30,406
金融商品		50,935	金融商品		37,778

表-6 アメリカンファミリーの時価評価

(単位：百万ドル)

資産	貸借対照表	時価	資本	貸借対照表	時価
満期保有証券	○ 2,082	2,419	責任準備金		10,932
売却可能証券	○ 10,138	10,138	未経過保険料		303
不動産抵当貸付金	○ 57	81	支払備金		712
その他の長期投資	△ 2		借入金	○ 122	127
短期投資	△ 167		法人税等		950
現金及び預金	△ 23		有価証券購入未払金	△ 659	
未収金	△ 232		その他の負債		398
投資未収収益	△ 184				
繰延新契約費用		1,953			
有形固定資産		361			
無形固定資産		114	株主持分		1,366
合計		15,443	合計		15,443
時価開示対象	○ 12,277	12,638	時価開示対象	○ 122	127
金融商品		12,885	金融商品		781

表-7 バンアメリカの時価評価

(単位：百万ドル)

資産	貸借対照表	時価	資本	貸借対照表	時価
現金及び銀行預け金	△ 10,482		国内店利付預金	○ 89,134	
利付銀行預け金	△ 2,988		国内店非利付預金	○ 31,578	
フェデラルファンド貸出金	△ 2,050		海外店利付預金	○ 19,608	142,014
売戻条件付買入有価証券	△ 3,549		海外店非利付預金	○ 1,298	
商品勘定資産	△ 6,866	6,866	フェデラルファンド借用金	△ 220	
売却予定有価証券	○ 3,282	3,405	買戻条件付売渡し有価証券	△ 4,229	
投資有価証券	○ 16,415	16,802	その他の短期借入金	△ 3,523	
貸出金	○ 122,871	123,592	引受手形	△ 851	
土地建物及び設備		3,631	未払利息	△ 505	
引受手形見返り	△ 851		その他の負債	△ 4,728	
未収利息	△ 982		長期借入金	○ 13,508	14,253
貸付債権回収のため取得した不動産		517	劣後キャピタルノート	○ 607	644
除去予定の資産	△ 1,345				
営業権		3,973			
識別可能無形資産		2,191			
その他の資産		4,940	株主持分		14,144
(その他の資産)	○ (1,639)	1,689			
その他のオーバランス商品	○	329	その他のオーバランス商品	○	168
合計		186,935	合計		186,935
時価開示対象	○ 144,207	145,817	時価開示対象	○ 155,733	157,079
金融商品		173,320	金融商品		169,789

(注) ○印は、時価開示の対象

△印は、簿価=時価とされているもの

時価の欄で、網掛けされているのは、時価により会計処理されているもの

() 内の項目、数値は、上段の項目の内数

(資料) 各社有価証券報告書によりニッセイ基礎研究所作成

きな負債である保険契約準備金(責任準備金等)が時価開示の対象となっていないためであり、米国では生命保険業界を中心として負債の時価評価論議が生じている⁽¹³⁾。

また、FAS115号の発効日以前ではあるが、既にFAS115号に基づいて、資産のうち売却可能証券は、貸借対照表価額について時価評価を行っている((表6)の貸借対照表欄の網かけ部分)。その他の資産については、決済期日が短いため簿価が時価とほぼ等しいとして開示の対象外としている。

3. 銀行の時価開示

パンアメリカは、資産側では、全体の80.0%を時価開示の対象としているのに対して、負債側では、83.0%を対象としている。このように銀行の場合は、保険会社と異なり、時価開示している資産・負債の割合が近い数字となっている。ただし、時価による会計処理を行っている項目((表7)の貸借対照表欄の網かけ部分)は、資産全体の3.6%にすぎない。これは、銀行の場合、時価評価による会計処理の対象外である貸付金の占率が圧倒的に高く、時価評価による会計処理の対象となる有価証券の占率が低いからである。

このように、各業態により時価評価できる金融商品の占率がかなり異なっている。製造業は当然のことながら金融商品の占率が資産・負債とも低く、銀行は資産・負債とも高くなっている。これに対して保険会社は資産側の金融資産の占率が大きく負債側の金融負債の占率を上回っている。このため、米国における時価会計論議においては、業態により受け取め方がかなり異なってきている。

D. 時価開示の問題点

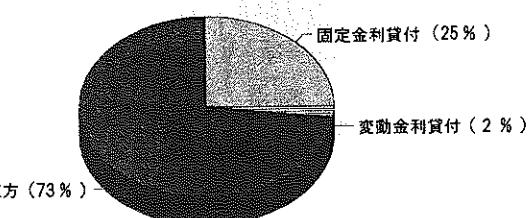
1. 貸付金の時価開示の状況

一般的に、貸付金は時価評価が難しいとされて

いるが、FAS107号では時価開示の対象とされている。FAS107号の適用状況についての調査⁽¹⁴⁾から、貸付金がどのように評価されていたかを明らかにしたい。時価評価と言でいっても、様々な方法で開示されているという問題があることがわかる。

固定金利貸付、変動金利貸付について、FAS107号の時価開示の対象としたかどうかが(図3)である。調査対象となった銀行(57行)は、すべてが貸付金の時価開示を行っている。

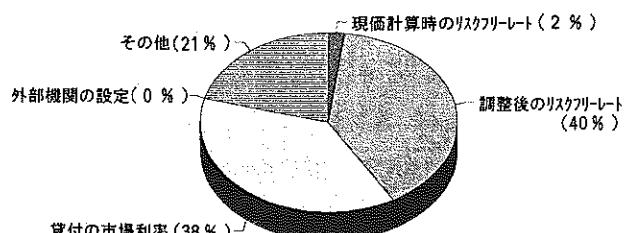
図-3 貸付金の時価評価対象



(資料) Dorsey他[17]を基にニッセイ基礎研究所作成

(図4)では、固定金利貸付金を現在価値である時価に割り引く際の評価利率の比較を行っている。これを見てもわかる通り、時価開示に使われている方法は様々であり、統一されていない。ただし、ここでは傾向的に調整後のリスクフリーレートと貸付金の市場利率の2つが大勢を占めている。このように、一定の傾向が見られており、FAS107号による開示が重ねられていいくことにより、一定の方法へ収束していくことも考えられる。

図-4 固定金利貸付金の評価利率



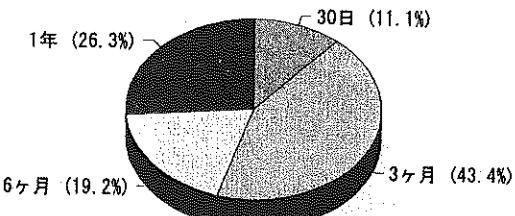
(資料) Dorsey他[17]を基にニッセイ基礎研究所作成

⁽¹³⁾ 抽稿「有価証券の時価評価と負債評価」『企業会計 1994年8月号』参照。
⁽¹⁴⁾ Dorsey他[17]参照

2. FAS107号の開示の問題

その他、FAS107号の開示の問題として、会社によって適正価額開示の対象が必ずしも同じでないことが挙げられる。FAS107号において短期の金融資産については適正価額と簿価が等しいとしても良いと認めているものの、短期についての定義を明らかにしていないことが原因である。米国においては、短期・長期の区別を必ずしもワンイヤールールにより判断していない。

図-5 適正価額判断時の短期の定義



(資料) Dorsey他[17]を基にニッセイ基礎研究所作成

次に、適正価額そのものについても、様々な見解がある。ネーションズ・バンクはアニュアルレポートにおけるコメントで、経営者の予測により適正価額は異なりうるものであり、会社全体の評価額としての適正価額を意味しないとしている。また、バンカメリカはアニュアルレポートにおいて、適正価額の限界を表明している。

このように、FAS107号が、どの金融商品の開示をどのように行うかについて特定していないことから、各社の時価開示は様々である。今までは会社間の比較が行いにくいことも事実であり、改善の余地が大きい。時価会計の反対者は、このことを捉えて適正価額を“trust me value”であるとして、批判している⁽¹⁶⁾。FAS107号における時価開示は、今後の時価による会計処理の試金石的な位置づけでもあり、更に検討が続くものと思われる。しかし、米国においては、改善の余地があるからまだ開示しないというのではなく、開示がもたらす便益があるならば開示を行い、試行錯誤を続けながら改善していくとする姿勢がある。

⁽¹⁶⁾ Donna[16]参照

以上において、FAS105号及びFAS107号を中心とした開示の基準書・実態について説明してきたが、次に、最近の大きな特徴としてデリバティブの問題について論を進めていきたい。

IV. デリバティブ問題

最近、デリバティブを巡る動きが活発となっている。デリバティブ関連記事の数は、(表8)のように1994年に入ってから、飛躍的に件数が増加している。特に、7月以降は、1989年～1993年の5年間合計の倍を超える544件も掲載されている。

表-8 「デリバティブ」関連記事の記載件数

年	期間	件数
1994年	7月～12月	544
	1月～6月	226
1993年	7月～12月	80
	1月～6月	52
1992年	7月～12月	27
	1月～6月	21
1991年	7月～12月	12
	1月～6月	10
1990年		26
1989年		22

(資料) 日経テレコムによりニッセイ基礎研究所作成
日経四紙において「デリバティブ」「派生金融商品」「オフバランス取引」の言葉が含まれている記事の件数

デリバティブを巡る動きが活発となっているのは、デリバティブ取引が飛躍的に増加していることから、その規制及びリスクマネジメント方法について議論が生じているからである。

A. デリバティブの取引規模

(表9)にデリバティブ取引残高の推移を示している。1989年と比較すると、1993年時点のわずか4年後において全体で3.53倍となっている。取引所取引と店頭取引の比較においては、ボリュー-

ムとして店頭取引のほうが大きい(1992年時点)。また、商品別に見ても、各商品とも大きな伸びを示しており、近年のデリバティブの成長は目ざましく、特に円金利スワップは9.74倍と、大幅に伸びている。

ただし、デリバティブの取引規模を見る場合に注意しなければならないのは、金利スワップの想定元本はリスク規模と同じではないことである。スワップの場合の信用リスクは想定元本の2%程度でしかない⁽¹⁶⁾。特に想定元本は、金利を交換する際の計算の基礎であり、実際には交換されない。実際に交換されるのは、想定元本ではなく、金利

表-9 デリバティブ取引残高の推移

	(単位:10億ドル、倍)					
	1989	1990	1991	1992	1993	対1989 ⁽¹⁾
取引所取引 ⁽²⁾	1,762	2,284	3,517	4,783	7,839	4.43
	金利先物	1,201	1,454	2,159	3,048	4,960
	金利オプション	387	600	1,072	1,385	2,362
	通貨先物	16	16	18	25	30
	通貨オプション	50	56	59	80	81
	株価指数先物	42	70	77	81	119
	株価指数オプション ⁽³⁾	66	88	132	164	286
店頭取引	5,436	7,888	10,510	12,860	-	-
	金利スワップ	1,503	2,312	3,065	3,851	6,177
	(うち円貨関連)	128	232	479	706	1,247
	通貨スワップ ⁽⁴⁾	449	578	807	860	900
	(うち円貨関連)	201	245	360	309	318
	FRA ⁽⁵⁾	770	1,160	1,530	2,005	-
	為替予約 ⁽⁶⁾	2,264	3,277	4,531	5,510	-
	その他 ⁽⁷⁾	450	561	577	634	1,398
合計	(先渡含み)	7,198	10,172	14,028	17,643	-
	(先渡除き)	4,164	5,735	7,966	10,128	16,314
商別	先渡契約	3,034	4,437	6,061	7,515	-
	先物契約	1,259	1,540	2,254	3,154	5,109
	オプション	953	1,305	1,840	2,263	2,729
	スワップ ⁽⁸⁾	1,952	2,890	3,872	4,711	8,475

(1) 対1989年数値の1993年の数値の倍率

(2) 個別銘柄に係るオプション及び商品関連の派生商品を除く

(3) コールオプション及びブットオプションの合計

(4) 異種通貨間金利スワップを含み、一取引につき片側通貨分の想定元本のみ計上

(5) GAOによる推計

(6) GAOによる推計

(7) キャップ、カラー、フロア及びスワップション

(8) ISDAによる推計、ISDAメンバー間の取引に伴って生じる二重計上分については調整済

(資料) GAO[23]等によりニッセイ基礎研究所作成

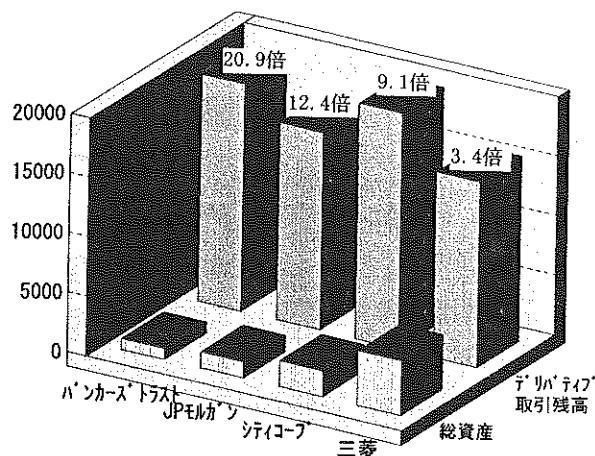
⁽¹⁶⁾ GAO[23]によれば、信用リスクは想定元本の1.8%となっている。

⁽¹⁷⁾ レバレッジの掛かったスワップの場合、金利変動の影響を取引条件に応じた倍数分の影響を受けることとなる。

差額のみであり、実際に動く金額との差が大きい。そのため、金利スワップはその持つリスクよりも大きな金額が取引規模として計上されており、リスクが過大に見られてしまう欠点がある。また、後述するレバレッジが掛けられているスワップ等については、想定元本だけでは意味をなさないという欠点もある⁽¹⁷⁾。しかし、想定元本は、金利スワップの取引規模を見る際には有用な指標ではある。これに対して先物や為替関連取引は、実際に取引対象となっている金額が計上されている等様々なため、オンバランスの資産と同列では比較しにくい。そのため、BIS等のリスク評価にあたっては、商品・相手先ごとに想定元本等に対するリスク係数を設定することにより、オンバランス資産とオフバランス資産同じ評価軸に乗せている。このようにデリバティブの取引規模を表す統計が未整備であり、実態が見えないことが、デリバティブを必要以上に危険視する原因のひとつとなっている。

また、銀行の総資産とデリバティブ残高を比較すると、(図6)のとおり、バンカーズ・トラストは総資産の20.9倍、JPモルガンは12.4倍のデリバティブ残高を保有している。しかし、これらの銀行のデリバティブ残高自体は大きな問題ではない。それよりも、デリバティブの持つリスクとオンバランス資産の持つリスクを併せて、銀行として対応できるかどうかが問題である。例えば、JPモルガンは総資産の12.4倍のデリバティブ残高を保有しているが、これをBISベースのリスク係数に基づくオンバランスとオフバランスを比べると、オンバランス466億ドルに対してオフバランス368億ドルと、オフバランスの方が少なくなっている。

図-6 銀行総資産とデリバティブ取引残高



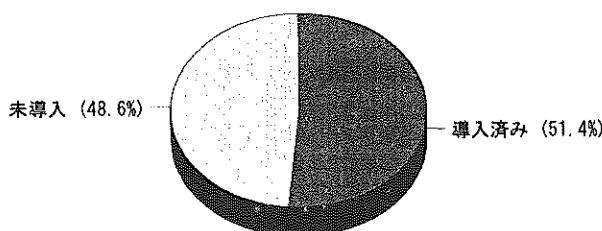
93年12月末、億ドル、想定元本ベース
三菱銀行は94年3月末を1ドル103円で換算
(資料) 日経金融新聞によりニッセイ基礎研究所作成

また、デリバティブ取引の特徴として、一部の金融機関にその取引が集中していることが挙げられる。GAO[23]のレポートによれば、1992年12月時点において、店頭市場における国内7大銀行のデリバティブ取引は、全米の銀行の90%を超えており、店頭市場における国内5大証券会社デリバティブ取引は、全米の証券会社の約87%となっている。

B. わが国でのデリバティブ参加状況

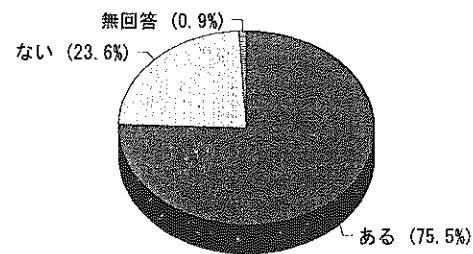
それでは、わが国においてどの程度デリバティブ取引を行っている企業があるのであろうか。財務諸表におけるディスクロージャーが完全ではなく、統計の整備もされていないため、正確な数値はないが、最近、増加傾向にあると考えられる。大和證券の行ったスワップの活用状況についての

図-7 事業法人のスワップ導入状況



(資料) 吉田[13]

図-8 地銀におけるスワップ取引経験



(資料) 吉田[13]

アンケートによれば、事業法人(1994年1月時点)で約半数、地銀(1994年5月時点)で約4分の3が利用しているという状況にある。また、日本経済新聞社が行ったアンケートによれば、東証上場企業の84.3%が何らかのデリバティブを使ったことがある、としている(日経金融新聞1994年8月8日)。

これだけの企業が取引を行っているのにも関わらず、その存在が財務諸表では明らかにされていない。

C. デリバティブによる損失

デリバティブを原因として、巨額の損失を被る企業や地方自治体が相次いでいる。1994年に、(表10)のようにいくつか公表されている。

表-10 1994年に公表された主なデリバティブ損失

企 業 名	商 品	金 額
鹿島石油	為替先物予約	1525億円
新日鉄科学	為替先物予約	141億円
東京証券	通貨オプション等	320億円
プロクター・アンド・ギャンブル(米)	金利スワップ	1億5700万ドル
ミード(米)	金利スワップ	740万ドル
ギブソン・グリーティングス(米)	金利スワップ	5000万ドル
エア・プロダクツ・アンド・ケミカルズ(米)	金利スワップ	7400万ドル
メリーランド州チャーチーズ郡(米)	仕組み債	130万ドル
カリフォルニア州オレンジ郡(米)	仕組み債等	15億ドル
スイス銀行(スイス)	通貨スワップ	1億スイスフラン
グラクソ(英)	CMO	1億ポンド

* 1994年12月末時点の1ドル99.83円、1スイスフラン1.3135円、1ポンド1,5695円

表-11 最近のデリバティブに関するレポート

発行時期	タイトル	発行者
1992年11月	変貌する国際金融市場(プロミセル報告)	BIS作業部会
1993年1月	米国商業銀行のデリバティブ商品取引の現状	FRB、FDIC、OCC
1993年2月	オーバーランス取引の拡大とわが国金融市場の課題	日本銀行
1993年3月	米国貯蓄金融機関のデリバティブ商品取引の現状	OTS
1993年6月	国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題	外国為替審議会
1993年7月	デリバティブ：慣行と原則	G30
1993年10月	金融デリバティブのリスクマネジメント	OCC
1993年10月	店頭デリバティブ市場とその規制	CFTC
1993年11月	金融デリバティブ	米国下院銀行問題小委員会
1993年12月	銀行のトレーディング業務に関するリスクマネジメントと内部統制の検査	FRB
1994年5月	金融デリバティブー金融システムを守るために行動が必要であるー	GAO
1994年7月	金融派生商品のリスク管理に関するガイドライン	BISバーセル銀行監督委員会
1994年7月	証券会社の店頭デリバティブ取引のためのリスクマネジメント・コントロール・システム	IOSCO
1994年9月	金融仲介機関におけるマーケット・リスク及び信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する討議用ペーパー(フィッシャー報告)	BISユーロカレンサー・スタンディング委員会
1994年9月	デリバティブ取引及びその信用リスクに関するディスクロージャーについての予備的フレームワーク	IIF
1994年10月	デリバティブ(金融派生商品)の現状とわが国の課題	証券団体協議会
1994年10月	金融デリバティブのリスクマネジメント：検査官ガイド	OCC
1994年11月	金融派生商品市場の拡大に伴うマクロ経済と金融政策上の論点(アヌーン報告)	BISユーロカレンサー・スタンディング委員会

BIS 国際決済銀行
 FRB 連邦準備理事会
 FDIC 連邦預金保険公社
 OCC 米国通貨監督庁
 OTS 米国貯蓄金融機関監督庁
 CFTC 米国商品先物取引委員会
 GAO 米国会計検査院
 IOSCO 國際証券監督者機構
 IIF 國際ファイナンス協会

なかでも米国において損失の原因となった金利スワップは、「レバレッジド・スワップ」と呼ばれる手法であり、金利変動による影響にレバレッジを掛けて、通常のスワップよりも損益に与える影響が大きいスワップであった。プロクター・アンド・ギャンブルの場合、このレバレッジ比率が高く、金利低下時にはかなりの利益が見込めるものであったが、昨年後半から今年にかけての金利上昇により、大きな損失が生じたのであった。

このように、デリバティブに関連した企業の損失計上が注目されているが、原因はデリバティブ特有のリスクというより企業の内部のリスクマネジメントの問題とされている。しかし、プロクター・アンド・ギャンブル、ギブソン・グリーティングス(和解済み)及びイギリスのカールトン社の米国子会社は、デリバティブの取引相手であるバンカーズ・トラスト社を相手として訴訟を起こしている。これにより、顧客への説明が十分であったかについての議論が生じている。

そのため、1994年11月には、デリバティブ商品の一部(仕組債等)を銀行がリスク対応力のない顧客へ販売することを禁止する規則を銀行監督当局が検討していることを公表している。

また、バンカーズ・トラスト社は、レバレッジを使ったデリバティブを使用する際の取引監視を強化する文書合意を1994年12月にFRBと交した。その内容は、販売する際に顧客が商品のリスクを把握する能力があるか明確に把握すること、顧客に対して詳細なディスクロージャーを行うこと、等であった。これは、既存のガイドラインを超えるものではないが、その強制力を強めるものとされている。

D. デリバティブに関するレポート・提言

デリバティブに関して、様々なレポートが公表されている。ここでは、そのなかから、G30⁽¹⁸⁾、GAO(米国会計検査院)⁽¹⁹⁾、BISによるデリバティブに関するレポート・提言を紹介することとする。各種のデリバティブに関するレポートで共通して強調されているのは、(1)会計及びディスクロージャーの充実、(2)リスクマネジメント体制の確立、(3)経営陣の関わりの必要性、であった。

1. G30 のレポート

i. G30 の提言(1993年7月)

G30は、1993年7月に『デリバティブ：慣行と原則』と題するレポートを公表している。このレポートがデリバティブに関するその後の議論を活発にしたといつていいであろう。G30の提言は、「デリバティブ取引のリスクは融資、証券、預金など既存の金融商品が抱えるリスクとほとんど変わらない」との立場から、金融機関自身の内部管理を軸にした自主規制の重要性を唱え、規制の導入などの形での政府の介入を回避しようとしている。

提言は、24項目にわたっており、デリバティブの利用に際しての上級管理者の役割の明確化、リスク評価の定期的実施、独立したリスクマネジメント体制の整備としてのミドル・オフィス設置等に及んでいる。また、提言は、大きくは、「ディーラー及びエンドユーザー向け提言」と「立法、規制、監督当局向け提言」に分かれている。規制当局等に対しては、法的な整備や監督の不透明性の

排除、税制取扱・会計基準の整備、ネットティング(取引の相殺による差額決済)の導入などを求めている。デリバティブを金融リスクに対処(ヘッジ)するために利用する者または投機を行う者はエンドユーザーであり、その取り次ぎを行うものがディーラーである。その取引量の違いや取引形態の違いにより、管理方法やリスクの測定頻度等にG30として求める程度に違いを設けている。例えば、ディーラーには最低日時ベースでの時価評価を求める一方、エンドユーザーには定期的に行うことを求めている、といったことがあげられる。

市場リスクの測定

ディーラーの市場リスクの測定として、バリュー・アット・リスク⁽²⁰⁾を最良であるとしている。ただし、ディーラーにおける普及度は、G30[27]の調査によれば、G30のレポートが公表される以前で23%、それ以降1994年9月までで20%、その後1年間で導入予定の37%と着実に増加している。バリュー・アット・リスクは、一定の確率下の一定期間における不利な市場変動から予測されるポートフォリオベース及びそれらを複合した企業全体としての損失額である。G30のレポートでの例としては、企業は確率95%(2標準偏差を用いた計算)⁽²¹⁾で、ポートフォリオが被る1日間の不利な変化が、計算された額、すなわちバリュー・アット・リスクを超ないと判断することができる、としている。すなわち、(図9)のように、平均値から2標準偏差の範囲において出現する確率95%での損益を測定するということである。また、バリュー・アット・リスクを開示する際には、そ

⁽¹⁸⁾ グループ・オブ・サーティーと呼ばれる民間団体であり、各国の金融当局OBや銀行家、弁護士、会計士がメンバーとなっている金融版の賢人会議。議長はボルガー前FRB議長であり、提言を取りまとめたのは、ウェザーストーンJPモルガン前会長である。

⁽¹⁹⁾ GAOは、米国議会により設立された機関で、連邦政府機関の監査を行う権限を持っている。

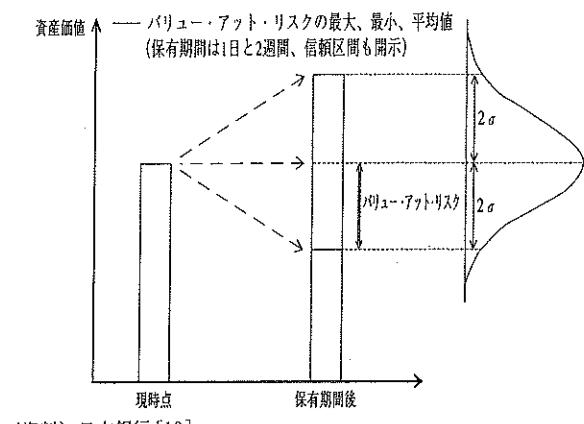
⁽²⁰⁾ バリュー・アット・リスクとは、特定の期間に、特定の確率で発生しうる価格変化が、金融機関のポジション、ポートフォリオ及び会社全体にもたらし得る損益額を測定する方法(バーゼル銀行委員会[11])。バリュー・アット・リスクは、市場リスクを従来の商品別の測定尺度から、ひとつの共通尺度により経営的観点から測定できる方法として注目されている。ポートフォリオベースから企業全体へと合算する場合は、単純な合計ではなく、ポートフォリオベース同士の相関関係としての共分散を考慮して計算される。

⁽²¹⁾ 2標準偏差(σ)の区間は、通常、95%の信頼水準とされている。G30[24]では、最大損失額を算定するための範囲であるため、釣鐘型の片方の2.5%を加えた97.5%を信頼水準としていた。

の金額だけではなく、信頼水準と保有期間を同時に開示しなければ、解釈はできない。2標準偏差の信頼水準なのか3標準偏差の信頼水準なのかによって、確率95%か確率99%であるかが変わってくる。また、保有期間も確率99%であれば、保有期間を1日とすれば100日に1度の出現であるが、保有期間を1週間とすれば100週間に1度の出現であり、その精度が異なってくる。

バリュー・アット・リスクの利点は、途中の計算過程は統計理論による複雑な計算が行われるもの⁽²²⁾、次のような特徴があるとされている⁽²³⁾。(1)多様な取引の結果として生じるポートフォリオ全体のリスク量を「ある保有期間に発生し得る最大の損失額」という形でひとつのデータに把握できること、(2)こうした最大値の統計的信頼区間を示すことにより、算出されたリスク量に客観性を持たせることができること、(3)バリュー・アット・リスクは金額で表示されるため、ポートフォリオの期待収益や自己資本額と比較することにより、金融機関が負っているリスク量の妥当性を判断することが容易になること、ということである。

図-9 バリュー・アット・リスクの考え方



（資料）日本銀行[10]

⁽²²⁾ バリュー・アット・リスクの計算は、乱数を使用した計算法であるモンテカルロ・シミュレーションのように、スーパー・コンピューターを使用した方法から、JPモルガンのリスク・メトリックスのような共分散行列を使用したパソコンを使用して計算できる方法まで精度の相違はあるものの数種類ある。

⁽²³⁾ ハーゼル銀行委員会[11]参照

⁽²⁴⁾ G30[25]では、40～60%の過減効果があるとの意見がある。

⁽²⁵⁾ フル・ツーウェイ・ペイメント方式は、解約時に責任を負う当事者が一方に限定されていない清算方法。ペイメント・ネットティングは、履行期が同じ複数の債券・債務がある場合、履行期に決済を行う際に差額決済のみを行う相殺方法。一括清算ネットティング(closed-out netting)は、期日・通貨にかかわらず、すべての債権債務を現在価値に引き直して一本の債権債務に置き換える相殺方法。ただし、わが国では、一括清算ネットティングの法的有効性について、明確に定義されておらず、検討課題とされている。

更に、ディーラーには、バリュー・アット・リスクは、一定確率下において生じるリスクしか対象としていないため、ブラックマンデー等の異常事態が生じた場合のシミュレーションを定期的に行うことを求めている。

信用リスクの測定

ディーラー及びエンドユーザーに共通して、信用リスクの測定は、現在時点での時価評価したリスクであるカレント・エクスポージャー(再構築コスト)に将来発生する潜在的なリスク(ポテンシャル・エクスポージャー)として確率分析に基づく取引相手がデフォルトに陥る可能性も反映した金額を考慮するよう提言している。また、ネットティングを考慮したオンバランス・オフバランスを合わせた取引先別の信用リスクの合算により、信用限度枠を設けることも提言している。

従来のBIS規制におけるポテンシャル・エクスポージャーは、残高に一定率をかけて計算されており、G30の提言のように確率分析に基づく可能性は考慮していない。G30は、統計的な要素を取り入れたより適格な信用リスクを計算しようとするものである。

特にネットティングは、信用リスクを半減させるという効果を指摘しており⁽²⁴⁾、マスター契約による、フル・ツーウェイ・ペイメント方式を使用することにより、ペイメント・ネットティング及び一括清算ネットティング条項を規定すべきであるとしている⁽²⁵⁾。また、相手方との勘定がネットティングできるのは、法的相殺権があるか、強制的相殺契約がある場合のみ行うべきである、としている。

エンドユーザーに対する提言

エンドユーザーに対する提言としては、以下のことことが求められている。

まず、取締役会の承認の下による全般的なリスクマネジメント及び資本の利用の方針を定め、これを遵守することを求めている。すなわち、BIS のリスクマネジメント指針にも同様のことが述べられているが、取締役のデリバティブに対する関わりを求めている。

また、エンドユーザーの評価及びリスクマネジメントにおいて行うべき実務として、特に、次の3点を考慮すべきとしている。

1. デリバティブ取引をリスクマネジメントのために定期的に時価評価すること
2. デリバティブ取引から生じる現金の投資及び積立に対する予測を周期的に行うこと
3. 思慮ある(prudent)⁽²⁶⁾リスクリミットを設定し、確実に実行するための明確な独立性と権限を独立したリスクマネジメント部門としてのミドル・オフィスの確立

会計処理及び開示

会計処理及び開示は、国際的調和が望ましい、としている。そのうえで、国際的基準の調和ができていない場合の会計処理として、下記の会計慣行を勧めている。すなわち、リスクマネジメント目的の場合は混成アプローチによるヘッジ会計を勧め、その他の目的の場合には、時価評価を求めている。G30の求める会計処理の特徴は、ヘッジだけではなく、リスクマネジメントの場合まで、ヘッジ会計を求めていることである。

なお、開示については、デリバティブ取引を行った目的、取引の範囲、そこに含まれるリスクの程度、及びどのように会計処理を行ったか等、デリバティブ取引の使用についての以下のような充分な情報を財務諸表に含めることを求めている。

- 財務リスクに対する経営者の態度、金融商品はどのように使用されたか、及びリスクはどのようにモニターし制御したかについての情報

- 会計方針

- 貸借対照表日におけるポジションの分析

- これらのポジションに含まれている信用リスクの分析

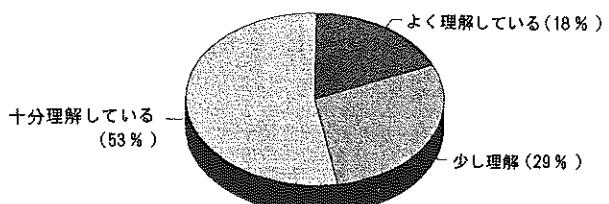
しかし、G30[27]の調査によれば、時価ベースの取引残高を開示しているのが、ディーラーで23%、エンドユーザーで20%であり、1年以内に開示する予定が17%、5%と低くとどまっている。

ii. G30の調査報告(1994年3月、1994年12月)

続いて、G30は、デリバティブに関わる企業をディーラーとエンドユーザーに分けて調査を行い、1994年3月および12月に調査結果を公表している。調査によると、取締役のデリバティブへの理解の度合いが不足していることが明らかとなっている。デリバティブの商品内容やリスクについて、取締役レベルになると、ディーラーでも8%が少し理解しているとなっている。

(図10)のように、エンドユーザーであれば、取締役のうちデリバティブを「少し理解」が29%となっている。

図-10 エンドユーザーの取締役のデリバティブの理解の度合い



(資料) G30[26]を基にニッセイ基礎研究所作成

⁽²⁶⁾思慮ある(prudent)という言葉は、信託受託者の投資に係わる義務のなかの注意義務としての「ブルーデント・マン・ルール」から来ている。ブルーデント・マン・ルールについては、土浪修「米国におけるブルーデント・マン・ルールー他人のために資産管理を行う者の注意義務と忠実義務」『ニッセイ基礎研究所調査月報』1994年9月号参照。

また、デリバティブに関する研修体制は十分とはいはず、スタッフについては正式な訓練が必要との声が根強くあることも明らかとなっている。更に、ディーラーであっても取締役のデリバティブへの関わりは、実際に現場に関与しているのは39%であり、取締役の関わりの少なさを問題としている。

2. GAO の報告書(1994年5月)

GAO は1994年5月に、デリバティブ取引に関する報告書『金融デリバティブ—金融システムを守るために行動が必要である』を発表した。この報告は、議会の要請を受けて2年間かけて行った調査結果としてのデリバティブ市場及び規制についての調査報告であり、これを受けて議会での議論が活発となっている。GAO としてデリバティブは、リスクマネジメントに有用なツールであり、市場の動きにより利益を得ることもでき、リスクに対処する革新的な方法は、市場の成長に貢献していることを認めている。そのうえで、GAO が行動を求めているのは、金融機関の破綻が起これば、S&L の救済時のような政府による税金を使った支出が生じてしまうため、金融システムの維持を図ろう、ということである。このような意識の下、デリバティブ取引自体の規制ではなく、規制の整備、企業のリスクマネジメントの促進及び会計制度の整備、ディスクロージャーの充実等を求めている。

規 制

GAO は、金融機関共通の統一規制を導入し、損失が発生した場合に備え、取引高に応じた自己資本基準を作るよう提案している。更に外国の監督当局と協議することにより、米国主導で国際的な監督体制を整備するよう求めている。

米国における店頭市場デリバティブは、大手15社(銀行7、証券会社5、保険会社3)のディー

ラーに集中しており、エンドユーザー、取引市場及び国際市場とは密接な関係にある。これらディーラーが密接な関係にあることから、大手一社が倒産すれば、資金の流動性問題が金融システム全体に及ぶシステムリスク⁽²⁷⁾が生じうることを指摘している。

現在、銀行、証券会社及び保険会社のディーラーに対しての規制取扱は異なっており、安全性と健全性を確保するためには全米で統一した連邦規制を強制する必要があり、特に、証券会社及び保険会社といった規制を受けていないデリバティブ活動は、SEC による連邦規制下に置くことを提案している。

更に、規制当局は、店頭市場への規制する能力を高め、デリバティブ市場における財務危機に対処できるようにすべきであり、米国がリーダーシップをとって、国際的な調和を作ることが必要である、としている。

会計処理・ディスクロージャー

GAO は、会計・ディスクロージャー制度は、金融のイノベーションに追いついていない、と批判している。現在は、会計基準がデリバティブのリスクを適切に計測することができておらず、財務報告方法が会社ごとに異なっている。そのため、デリバティブに関する会計処理及び開示の基準を改善すべきであり、デリバティブを含むすべての金融商品についての時価評価する会計基準を作成することを提案している。

3. BIS の報告

BIS は、デリバティブに関する報告をいくつか公表している。BIS の銀行監督委員会(バーゼル委員会)は1994年7月に、『金融派生商品のリスクマネジメントに関するガイドライン』と題したデリバティブ取引のリスクマネジメント・ガイドラインを公表している。また、1994年9月には

⁽²⁷⁾ 金融機関間の相互依存関係を通じてひとつの破綻や流動性不安が他の金融機関に連鎖し、金融システム全体が混乱するリスク

『金融仲介機関によるマーケット・リスク及び信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する討議用ペーパー(通称、フィッシャー報告)』を公表している。更に、1994年11月には、デリバティブのマクロ経済や金融政策に与える影響を分析し、その政策手段としての活用に向けた可能性について検討した『デリバティブ市場の成長に伴って生じるマクロ経済及び金融政策に関する問題(通称、アヌーン報告)』を公表している。

i. BIS のデリバティブのリスクマネジメント・ガイドライン(1994年7月)

このガイドラインは、直接規制を再び強化する「リギュレーション(再規制)」といった方向を探らずに、リスクマネジメントの徹底を促すことにより、金融取引の安定を目指そうとしている。

基本的スタンスとして、デリバティブに伴う基本的なリスクは、金融機関にとって目新しいものではないが、リスクを複雑なかたちで組み合わせる側面もあるため、正確に理解されず十分な管理が行われない場合には、金融機関の安全性や健全性を脅かすおそれがあるとの認識を明確化している。そのうえで、健全なリスクマネジメントの基本原則としては、以下の点を挙げている。

1. 取締役会及び上級管理者による適切な監督
2. 十分なリスクマネジメント(堅実なリスクリミット、健全なリスク計測手続き及び情報システム、継続的なリスク・モニタリング並びに管理職への頻繁な報告等を統合するもの)
3. 包括的な内部管理及び監査

金融機関はデリバティブ業務のリスクマネジメントに関する方針や手続きを明文化し、リスク限度、リスクマネジメントの指揮系統と責任を明確化すべきであり、その場合の取締役会、上級管理職及びリスクマネジメント部門の管理者等の役割を明確に求めている。

取締役会は、リスクマネジメントに関するすべ

ての重要方針の承認、定期的にリスク・エクスポートの報告を受け、方針及び手続きの見直しを行うこと、及びリスクマネジメントに関する議論を行うように努めること。上級管理職は、適切なリスクマネジメント方針及び手続きを確立する責任を負うこと。独立したリスクマネジメント部門は、既存の方針及び手続きに従い、リスク測定・モニター・コントロールを行うプロセスは、デリバティブ業務に従事しているものから独立して行うべきである、としている。

ii. BIS のディスクロージャーに関する討議用ペーパー(フィッシャー報告)(1994年9月)

討議用ペーパーは、ニューヨーク連邦準備銀行のピーター・R・フィッシャーが議長を努める作業部会が作成したものであり、フィッシャー報告と呼ばれている。このレポートでバリュー・アット・リスクについての報告を検討していることから、わが国においてバリュー・アット・リスクについての議論がよく見られるようになっている。

このように、BIS が決定事項としてではなく、討議のためのペーパーを出しているのは、この問題の大きさと複雑性を表れていると言える。討議用ペーパーとしたのは、暫定的なものであり、金融仲介機関によるディスクロージャーの拡充が、金融資産や派生商品の活発な取引から生じるリスクに関する問題に対処していくうえで、より一般的にどのような役割を果たしうるかという点について、市場参加者のほか会計制度の関係当局なども含む広い範囲において、更なる論議を喚起することにある、としている。

この討議用ペーパーは、金融仲介機関によるディスクロージャーを念頭に置いているが、提案は金融機関以外、特に活発な財務部門を有している企業についても情報開示を拡充すべきであるとしている。

開示の内容

フィッシャー報告の求める開示の特徴は、各金融機関に対し、自らのリスクマネジメントとして使用している情報の開示を求めていることである。これは、既存の情報を利用すれば、迅速に対応できるうえ、金融機関に新たな負担を強いることも避けられ、リスク状況及びその管理能力についてタイムリーに提供できると見ているためである。すなわち、すべての金融仲介機関が、自らの経営陣が利用している以下の点に関する推計値を要約されたかたちで示した定量的情報を、定期的に開示する方向で努力することを提案している。

- ・関係ポートフォリオのマーケット・リスク、及び同ポートフォリオに関するマーケット・リスクの実際の管理パフォーマンス
- ・トレーディング及びリスクマネジメント業務から生じる信用リスク(カレント及びポテンシャル・エクスポージャー、取引相手の信用度に関する情報を含む)を同リスクの管理パフォーマンスを評価することが可能なかたちで示したもの

企業が実際に行っているリスクマネジメントの手法に即した情報のディスクロージャーは、個々の企業が行う事前のリスク評価と実績とを対比させることによって、企業のリスク・テイクに対する意欲とリスクマネジメント・パフォーマンスとの比較や、その時系列的な動きを観察する手法を提供する。すなわち、従来のディスクロージャーが過去の一時点の時価やリスクの状況といった情報提供であったが、この提案は、将来の損失可能性や事前と事後の比較を通じて将来に向けてのリスクマネジメント能力の測定といった従来の会計やディスクロージャーでは対象としていなかった部分まで含んでいる。そのため、こうしたディスクロージャーは、貸借対照表や損益計算書でわからないリスク及びリスクマネジメントに関する情報を提供するため、伝統的な会計制度に基づくディスクロージャーを補完するものとなっている。

開示情報は比較可能なものが望ましく、そうした方向を目指すべきであるが、現時点では最良のリスク測定に関するコンセンサスが成立していないため、比較可能性は得にくい。しかし、コンセンサスや比較可能性をただちに確保できないとしても、透明性向上によって得られる利点は大きいため、ディスクロージャー拡充に向けて段階的なアプローチを採用すべきとし、当面は、ディスクロージャー手法に幅を持たせておくことが望ましい、としている。

市場リスク

市場リスクについては、通常の取引も含めたりスクの全体像を明らかにする必要があると指摘している。具体的な開示項目として、将来の価格変動で生まれるリスクとともに、リスクマネジメントに伴う損益状況のパフォーマンスなどを挙げている。パフォーマンスは、直近の価格や金利動向を反映した時価情報の採用を求めており、例として、損益の拡大範囲を過去の統計データをもとに算出し、生じる可能性がある最大損失額をリスク量とするバリュー・アット・リスクの情報開示を挙げている。

信用リスク

信用リスクは、現在の再構築コストだけでなく、ポテンシャル・エクスポージャーとして取引相手がデフォルトに陥る可能性も考慮するよう提言している。例えば、金融機関が取引相手ごとに与えている格付けに従いリスクを分類するのも有効な方法としている。

E. 米国のデリバティブの規制・監督の動き

金融市場の環境が急変したときのデリバティブの与える影響が予想にくく、プロクター・アンド・ギャンブル等における損失が生じたこと及びGAOのレポートを受けて、米議会などでは連邦

規制の導入を訴える声も出ている。米国ではスワップやオプションなどを複雑に組み合わせたデリバティブが急成長しており、金融機関の収益源ともなっているのも事実であり、連邦規制を避けるためにも金融機関の監督当局による規制についても議論が行われている。

これらの全体的な傾向として、デリバティブそのものの規制を行うと取引が海外へと逃げだしてしまうことや、自己責任原則に基づく社会においては取引そのものの規制は難しいため、リスクマネジメント体制とその情報開示といったものへの規制が焦点となっている。

1. 金融監督当局のデリバティブ規制

1994年9月に、連邦準備理事会(FRB)と通貨監督庁(OCC)はデリバティブ取引に対して、自己資本規制を導入する方針を決めている。銀行にデリバティブの取引額とリスクに見合った自己資本の保有を義務付けるものであり、特に5年以上の長期の取引により多くの自己資本を求める内容となっている。同時に、同じ金融機関を相手にした複数のデリバティブ取引について、ネットティングを認めている。

監督当局はデリバティブに特定した新しい法規制には反対しているが、デリバティブで損失を出す企業や銀行が目立っているため、現行の自己資本規制を修正することで対応している。

このためデリバティブ取引の多い銀行はより多くの自己資本を積む必要があり、反対に自己資本の少ない銀行は取引額が制限されることになっている。ただし、同時にネットティングを認めたため、ネットティング後の残高に対して自己資本を積めばよくなるため、金融界には新規制を歓迎する見方もある。

2. 連邦議会のデリバティブ規制法案

連邦議会において、デリバティブ規制法案が提出され、審議が行われたが、前述の監督当局によ

る規制等を受けて、とりあえずデリバティブそのものを規制に向かう法案の成立は見送られている。

ゴンザレス前下院銀行委員長はディスクロージャー強化に焦点を当てた法案を、リーグル前上院銀行委員長は銀行本体でのデリバティブ取引を制限する法案、マーキー下院議員が証券・保険業界への規制導入に的を絞った法案を提案している。1994年には法規制に対する反対もあり成立しなかったが、これらの法案が今後の規制のあり方について有力なタタキ台になる可能性が強いとされている。ゴンザレス前委員長の後任であるリーチ下院銀行委員長は、1995年に入り、デリバティブに関して、リスク管理改善と監視を目的とした法案を提案している。

i. リーグル案

リーグル前米上院銀行委員長は、銀行本体でのデリバティブ取引を制限し、子会社への分離を求める「デリバティブ監督法案」を提案していた。同法案では、以下の内容を求めている。

取引額に応じて自己資本基準を設定すること。また、銀行の持つ有価証券などをヘッジする目的を除き、銀行本体でデリバティブ取引をすることを厳しく制限している。その代わりに、子会社を設立し取引させ、この子会社や証券会社、保険会社に対してSECが監督するとしている。

この他、金融機関ごとに別々の監督当局が自己資本比率などで共通の規制を作成する、銀行は取引内容の情報を開示する、監督当局が外国政府などと国際基準を作成する、ことを求めている。

ii. マーキー案

マーキー案は証券会社、保険会社に的を絞り、リーグル案同様にSECが監督し、同時に、SECの権限を拡大し、財務情報を収集、不正取引を摘発するよう求めている。銀行による開示に重点を置いたゴンザレス法案を補完する内容となっている。

Ⅲ. ゴンザレス案

ゴンザレス前米下院銀行委員長が提案していた法案は、取引を制約するような規制色を薄め、情報開示や監督体制の整備などを盛り込み、連邦規制導入に反発する当局や業界にも受け入れやすいよう配慮した内容となっている。

連邦規制当局には、資本規制、会計基準、適正価額の計算方法、その他の適切な監督ガイドラインおよび手続きについての統一基準を策定することを求めている。

銀行には、四半期ごとのコールリポートでデリバティブに関する定量的・定性的な情報を当局に報告することを求めている。定量的な情報として、すべてのデリバティブについて、想定元本、適正価額、損益、ネットティング下でのエクスポージャー、さらに、トレーディング目的についての平均適正価額残高および損益も挙げている。定性的な情報として、保有目的、投資戦略、取得方法を挙げている。

財務長官には、国際的な監督・規制について調査し、統一的な国際規制機関を設立する可能性を調査すること。FRB議長には、先進各国の中央銀行に、米国と同様の基準・規制を採択するよう呼びかけるよう求めている。

V. FAS119号(デリバティブの開示)の内容

A. FAS119号の背景

FASBのディスクロージャー・プロジェクトは、前述のFAS105号及びFAS107号の公表をもって一旦終了していた。しかし、その後、デリバティブ取引が増大し、そのリスク開示を、オーバーバランス・リスクのあるものに開示を限定するFAS105号では不十分との指摘が各方面から寄せられていた。また、経営者の金融リスクに対する姿勢、デリバティブの用途、そのリスクのコントロール、会計方針に関する情報が不足しているこ

とも指摘されていた。

FAS119号は、前述の米国におけるデリバティブに係わる論議の高まりに応じて、また、前述のG30及びGAOのレポートにおいて共に、会計処理とその開示についての改善が指摘されていることから、FASBが緊急対応的に規定の策定を行った結果である。そのため、FAS119号はデリバティブに関する開示の充実とFAS105号及びFAS107号の改善を目的として作成されている。

FAS119号は、1994年4月に公開草案として公開され、関係者等からのコメントを受けて、10月に正式基準書として公表された。小規模企業を除いて1994年12月15日より後に終了する会計年度の財務諸表から適用される。小規模企業は、それよりも1年後とされており、FAS107号の小規模企業の発効日と揃えている。

B. デリバティブの定義

FAS119号では、デリバティブを「先物、先渡、スワップまたはオプション契約、もしくは、類似の特徴を持つ金融商品(第5項)」と定義し、その範囲を限定することにより、包括的な基準作成よりも早期の基準書作成を優先させている。このうち、「類似の特徴を持つ金融商品」としては、次の商品が該当するとされている。

1. オプションに類似する商品

- ◆ 金利キャップ、金利フロアー、固定金利ローンコミットメント、変動金利ローンコミットメント、変動金利商品

2. 先渡契約に類似する商品

- ◆ 株式または社債購入のための各種コミットメント、金利先渡契約(FRA)、金利カラー
なお、デリバティブから除かれる金融商品としては、次のような商品が該当するとされる。

1. 価値または現金支払が他の証券またはインデックスから引き出される債権債務

- ◆ モーゲージ担保商品、ストリップス債⁽²⁸⁾、インデックス連動債等
2. オンバランス債権債務に組み込まれたオプション的性格
- ◆ 転換権及び償還条項が組み込まれている転換社債等

C. 取引の目的による区分

金融取引については、FAS105号やFAS107号による開示も含めて、すべてを以下の区分の目的に分けた開示を求めている。

1. トレーディング目的

適正価額で測定され当期損益に反映されたディーリングその他の活動を含まれている

2. トレーディング以外の目的

デリバティブのうちリスクマネジメントやヘッジ目的等が該当する

D. 開示事項

求めている開示は、デリバティブに対する新たな開示を求める部分とFAS105号とFAS107号の改訂を行う部分がある。

1. デリバティブに対する新たな開示

デリバティブのうちオフバランスリスクを伴うものは、FAS105号で開示が求められているため、オフバランスリスクを伴わないものについても、FAS105号と同様の以下の開示を求めている。

1. 額面または契約金額(想定元本)

2. 内容及び条件(最低次の記述が求められる)

- ◆ 当該金融商品の信用リスク及び市場リスク
- ◆ 当該金融商品の現金の必要度

3. 会計方針

更に、プロクター・アンド・ギャンブル等が損失を出したレバレッジが付いた商品については、

レバレッジの特徴が適切に開示されていなければ、ミスリーディングな情報となりえるとして、追加情報を開示することを求めている。すなわち、商品の特性及び条件の開示において、各項目に対してのレバレッジの特徴及び一般的な影響についての記述を求めている。

2. デリバティブの保有または発行目的別の開示内容

i. 「トレーディング目的」

ここで求められている情報は、「トレーディング目的」に対する定量的な情報である。

1. 資産と負債を区別した、その会計期間におけるデリバティブの種類ごとの適正価額総額の平均残高。

2. その会計期間にデリバティブのトレーディング活動により発生した純損益(しばしば純トレーディング収益といわれる)、及び損益計算書においてそれらの純トレーディング損益が報告されている位置。

平均残高を求めるのは、貸借対照表日時点だけの残高では、当該企業の一時点の残高を表しているだけで当該企業のリスクレベルを表しておらず、調整も行えるためである。FASBでは、「期末の適正価額は、既に財務諸表に開示されている。しかし、トレーディングポジションは変動するものであり、期末残高は、企業体がその期間中に負う残高とリスクを表さない可能性がある(FAS119号第50項)」ことを指摘している。公開草案の段階では、平均残高だけでなく、最高残高及び最低残高も求めていたが、計算が企業にとって負荷となるため、最終的には基準書から削除された。

ii. 「トレーディング以外の目的」

「トレーディング以外の目的」に対する定性的な情報であり、「トレーディング目的」のように定量的な数値情報は含まれていない。

⁽²⁸⁾ 米国財務省証券の利息のみまたは元本のみを分離させて流通された債券

1. デリバティブを保有または発行する企業体の目的、その目的を理解するのに必要な背景、及びそれらの目的を達成するための戦略の説明。
2. デリバティブが財務諸表に報告されている形。保有または発行されたデリバティブの認識(または認識しない理由)と測定の方針、並びに認識されたときにはそれらの手段が貸借対照表及び損益計算書のどこに報告されているかを含む。
3. 予定取引(確定約定のあるもの、及び確定約定はないが取引が予測されるもの)のヘッジの目的で保有または発行されたデリバティブについては、次の内容。
 - ◆ デリバティブによりリスクをヘッジする予定取引の説明。予定取引が発生すると考えられるまでの期間を含む。
 - ◆ 明示的に繰り延べられたヘッジ損益の額。
 - ◆ ヘッジ会計によって繰り延べられた損益の認識をもたらした取引またはその他の事象の説明。

iii. 「デリバティブの量的情報として、強制ではないが奨励される開示」

これらの情報開示は、情報の有用性があり奨励されるが、強制開示とはされていない。これは、デリバティブのリスク開示の方法が確立されていなかっためであり、また、企業のリスクマネジメントの延長線上の開示を行わせるのが本来望ましいのであるが、各社において行われているリスクマネジメントが様々であるためである。企業内のリスクマネジメントとして使用している数値を開示するという考え方には、BIS のフィッシャー報告と同じ考え方である。ただし、米国内において、SEC のように時価会計の支持者は、このように、強制適用とされなかったことに対して、不満であるとしている。

1. 現在のポジション、及びその会計期間中の活動についての詳細。
2. 市場価格の変化が自己資本または年間収入に

与える仮定的影響。

3. 金利更改または償還日のギャップ分析。
4. 金融商品のデュレーション。
5. 期末時のデリバティブその他のポジションによるその企業体のバリュー・アット・リスク、及び平均バリュー・アット・リスク。

E. FAS105 号と FAS107 号の改訂

改訂事項は、以下の 5 点にまとめられる。

1. 開示の際に、「トレーディング目的」と「トレーディング以外の目的」とに分ける。
2. FAS107 号で求めている開示を一箇所にまとめて開示する。
3. 適正価額の開示に際して、企業にとって有利なのか不利なのかについて明確にする。
4. デリバティブの適正価額開示にあたり、異なる金融商品との合算、ネットティングを禁止する。
5. FAS105 号において、デリバティブの範囲、性質、条件をオフバランスリスクがある場合に限定していたのが、その有無にかかわらず開示の対象となっている。

F. 基準書別開示の適用

これら、FAS105 号、FAS107 号及び FAS119 号による金融商品に求められるディスクロージャー情報の適用状況をまとめると(表 12)のとおりくなっている。3つの基準書により、金融商品のディスクロージャーがカバーされている。

表-12 基準書別開示の適用

	デリバティブ	デリバティブ以外の金融商品		
利用目的	オフバランス リスク 有	オフバランス リスク 無	オフバランス リスク 有	オフバランス リスク 無
適正価額				
市場リスク				
信用リスク				
信用リスクの集中				
FAS105		FAS107		FAS119

VI. わが国の金融商品会計の現状

わが国における金融商品関連の会計処理は、原則として決済時に損益が計上され、途中段階での評価損益は計上されない。例外は、為替関係で、短期金融債権債務の決算時点の為替レートでの換算が認められている⁽²⁹⁾。わが国の会計は、商法・証券取引法・法人税法の規定を同時に満たす会計処理が求められており、商法及び法人税法の未実現評価益を認めない立場が、途中段階での評価益を計上しないことにつながっている。

わが国の現状では企業がネガティブな情報であるリスク情報の開示に積極的であればあるほど、投資家や債権者、取引相手などから「リスクの多い企業」との判断を受けかねない。そのため、為替含み損に止まらず、デリバティブ取引等の情報開示でリスクの実態が明らかになると、企業の株価や資金調達コストに影響が出る積極的な開示にはデメリットが多いとの見方も多く、ほとんど行われていない実態にある。

米国とわが国の時価による会計処理及び開示の適用状況は(表13)のとおりである。米国において、時価開示が広範に進んでいることと比べ、わが国の状況が遅れている。

表-13 米国とわが国の時価による会計処理及び開示の適用状況

	米 国		日本	
	会計処理	時価開示	会計処理	時価開示
債券	時価または原価	○	原価または低価	市場性あるもの
株式	時価	○	原価または低価	市場性あるもの
貸付金	不良債権のみ時価 通常は原価	○	原価	×
オプション	時価がのぞましい	○	原価	上場のみ
先物取引	時価	○	原価	○
スワップ	時価または原価	○	原価	×
不動産	原価	×	原価	×

現在わが国で定められている金融商品関連のディスクロージャーは、(1)有価証券の時価開示、(2)オプション・先物の時価開示、(3)為替予約の開示(1994年4月1日以降の事業年度より)がある。

A. 有価証券の時価開示

有価証券の時価開示は、市場性ある有価証券⁽³⁰⁾を対象として、1990年の大蔵省の通達、蔵証第2318号「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について」に基づき、1991年3月1日以後終了する事業年度より時価を開示している。しかしながら、取引所にも店頭市場にも上場していない有価証券については、時価を開示する必要がない。特に、非上場外貨建有価証券についても時価を開示する必要もなく、更に非上場外貨建株式であれば15%ルールの適用もないといったことは問題である。

B. オプション・先物の時価開示

オプション・先物の時価開示は、有価証券の時価開示と同時に時価開示を開始している。対象は、デリバティブと呼ばれる商品のうちのオプション・先物の取引所に上場している商品だけを対象としているため、店頭オプションについての開示が行われない。これは、上場している商品と違って、時価が市場において得られないことと、エンドユーザーとして時価を算出することができない場合もあり、時価を算出したとしても時価は一義的なものではないためであると考えられる。そのため、オプション・先物の時価を開示しているといつても、デリバティブの一部だけを開示しているにすぎず、当該企業の持つデリバティブのすべてを開示しているとはいえない。

⁽²⁹⁾ 銀行は、通貨先物及び通貨オプションも時価評価の対象とする「外国為替公認銀行における外貨建資産等及び通貨オプション取引の会計処理について」により、通貨関係はその他の企業と異なり時価評価がかなり採り入れられている。

⁽³⁰⁾ 「市場性ある有価証券」は、取引所に上場している有価証券を対象としている「取引所の相場のある有価証券」よりも範囲が広く、店頭市場に上場している有価証券を含んでいる。

この背景として、わが国の会計において認められている時価は、取引所の時価により求められる取引のみを対象としており、操作性を排除しているともいえるが、そこにこだわり過ぎることにより、開示を不十分なものに止めてしまっている。しかも、オプション・先物以外のスワップやキャップ・フロアー等の金融商品についての開示は一切なく、改善の余地が大きいと考えられる。特に、オプション・先物の会計処理・開示を検討した当時と比べて、取引量は飛躍的に増加しているだけに、今後更にデリバティブの会計処理・開示を進めていく必要がある。

C. 為替予約の開示

為替予約の開示は、最近の一部の事業会社において多額の為替予約における含み損を抱えていたことにより、開示の必要性を求める声に応えて設けられたもので、1994年4月1日以降の事業年度より適用されている。項目としては、以下の3点である。1. 期末予約相場(いわゆる予約レート)による円換算額
2. 期末為替相場(いわゆる時価)による円換算額
3. 円換算に用いた為替相場(先物相場または直物相場)の種類

D. 現在の会計処理の欠点の例示

ここで、現在の会計処理の欠点を一つ例示してみたい。

国債を低価法で評価している企業がスワップ取引を使用してヘッジを行った場合を想定する。例えば、元本100億円の10年のスワップで固定金利を支払い、変動金利であるLIBORを受け取るとする。例えば、金利が上昇して、スワップの現在価値が5億円増加し、国債は5億円値下がりしたとする。ヘッジが行われており、時価評価としては損益は生じていない。しかし、国債は低価法

で評価され、スワップは金利の発生時点で計上される。そのため、当期に有価証券評価損として5億円計上され、ヘッジが行えていないよう見えてしまう。更に、スワップの評価益もディスクロージャーは行われない。このように財務諸表に反映されないということは、企業の意図したとおりにヘッジができたとしてもそのように経営成績や経済実態が表示されないこととなってしまう。

そのため、実際には時価ベースであればヘッジできいても、会計処理上では損益のズレが生じてしまうことから、逆にこれを回避するため、本来行うべき取引を行わないという弊害も見られている。そのため、会計制度がリスクマネジメントや適正な価格形成を阻害しているともいえる状況となってしまっている。

E. 金融商品の会計の検討状況

このような状況の下、いくつかの検討が行われてきている。例えば、先物取引やヘッジ会計については、「先物・オプション等の会計基準に関する意見書」のなかで中間報告として、方向性が示されている。また、企業財務制度研究会においても、オプション、外貨換算、デリバティブのディスクロージャーについての研究報告を発表する等様々な動きが生じている。

しかしながら、デリバティブ関係者からは、会計制度等の整備が遅れることにより、商品開発が行いにくいとの声を聞くこともあり、検討から実施へと更に勧めていく必要があろう。

また、金融機関に対して大蔵省もBISを踏まえて、デリバティブの月次報告を検討するといったリスクマネジメントの促進に向けた動きもある。さらに、統計の整備として、BISでも1995年春に従来3年に一度の外為取引に関する統計に対象をデリバティブにまで広げ、世界的なベースでの取引調査を行うとしている。

おわりに

企業による金融商品の利用が増加することにより、企業が負うリスクが増大している。しかし、わが国においては金融商品の利用状況についての情報は未だ足りない。特に、デリバティブに関しては、米国の方が一步先んじている。

米国における時価会計は、現在の会計が現在の企業を取り巻くリスクを表しておらず、環境に対応しきれていないことから、生じている。そのため、米国ではすべての金融商品の時価開示とデリバティブのディスクロージャーの改善が行われている。今後、このディスクロージャーが進むに連れて、個々金融商品の時価評価の在るべき姿が実務慣行を通じて固まり、財務諸表利用者の関心を集めることにより改善されていくことが予想される。

ディスクロージャーは、貸借対照表を補うためのものであり、貸借対照表本体における有価証券やデリバティブの会計処理とセットで考慮すべき事項である。特に今年に入ってから新聞紙上をデリバティブ問題が賑わしている。これはわが国においてもデリバティブが普及してきたことと同時に、現在のようなボラティリティの高い市場においてはリスクマネジメントを確実に行わないと多額の損失を受ける可能性があることを意味している。デリバティブを利用するのには、そのリスクが在ることを認識して利用しなければならないし、また、同時にデリバティブを使わぬことによるリスクがあることも事実である。これが「やるもリスク、やらぬもリスク」といわれる所以である⁽³¹⁾。

デリバティブにリスクが付き物であり、自己責任原則の確立とともに、そのリスク状況を企業が把握するリスクマネジメント体制の確立が必要であり、そのような市場参加者が増加することが望まれる。そのためには、自己責任原則の前提となる企業のリスク状態を表すディスクロージャーを充実し、市場の透明性を確保することがまず必要で

ある。企業のリスク状況を外部の関係者が自己責任により投資ができるに値するディスクロージャー制度の整備が求められていくのであろう。

紹介したいくつかのレポートの主張を繰り返すことになるが、デリバティブについて、(1)会計制度及びディスクロージャーの充実、(2)リスクマネジメント体制の確立、(3)経営者の関わりの必要性、が必要である。

特に、(1)についてはわが国においても、現在の会計制度の限界が見えはじめており、米国の事例をふまえつつ、わが国の環境に適応した金融商品の会計処理及びディスクロージャーはどのようなものであるかを検討する必要があろう。会計制度・ディスクロージャーを充実していくば、経営者の理解及び関心も増加し、リスクマネジメント体制も改善されていくことと考えられる。

ただし、わが国の金融商品に関わる会計は、現在のように税務会計と企業会計が相互に影響しあう関係である状況においては、会計処理へと入るのは時間がかかることから、米国の金融商品プロジェクトと同様に、まず金融商品の時価及びデリバティブの取引状況に関するディスクロージャーの充実から始めることが必要であろう。求められるディスクロージャーは、金融機関に限らずすべての企業においてすべての金融商品の時価、デリバティブの契約金額(想定元本)、内容及び条件、信用リスクの金額並びに会計方針等が挙げられよう。米国の基準をそのまま適用するというよりも、多くの検討を重ねてきている米国の経験を活用して、わが国なりの金融商品の会計・ディスクロージャーを考える必要があろう。

更には、デリバティブの会計処理、ヘッジ会計、時価評価をどの程度まで導入するかについて検討することが必要であると思われる。そのことにより、金融商品全般について、ヘッジ会計をも視野に入れたデリバティブの時価評価の導入等、包括的で一貫した会計処理を考えていくことが肝要であろう。

以上

⁽³¹⁾ 田中[7]参照

<参考文献>

- [1] 青山監査法人・プライスウォーターハウス
『アメリカの会計原則 1994 年版』1994
- [2] 神田秀樹「ネッティングの法的性質と倒産
法をめぐる問題点」『金融法務事情』1994. 5. 5
- [3] 企業財務制度研究会『派生金融商品の情報
開示に向けての調査研究』1994. 6
- [4] 小宮山賢「オフバランスを巡る会計問題」
『金融研究』第 12 卷第 3 号、1993 年 9 月
- [5] 証券団体協議会「デリバティブ(金融派生
商品)の現状とわが国の課題」1994. 10
- [6] ジョン・ハル著三菱銀行商品開発部訳『デ
リバティブ入門』1994
- [7] 田中建二「デリバティブと取得原価主義」
『企業会計』1995 年 1 月号
- [8] 中村恭二「やるもリスク、やらぬもリスク」
『金融財政事情』1994. 9. 5
- [9] 日本銀行「オフバランス取引の拡大とわが
国金融市場の課題」『日本銀行月報』1993 年
2 月号
- [10] 日本銀行「資料 金融仲介機関におけるマー
ケット・リスク及び信用リスクのパブリック・
ディスクロージャーに関する討議用ペーパー」
『日本銀行月報』1994 年 11 月号
- [11] バーゼル銀行監督委員会(日本銀行訳)
「金融派生商品のリスク管理に関するガイド
ライン」『金融』1994 年 9 月号
- [12] 御代田雅敬『米銀の復活』1994
- [13] 吉田貴史「円スワップ市場—発展の背景・
現状・意義」『証券アナリストジャーナル』
1994 年 7 月号
- [14] Board of Governors of the Federal
Reserve System, Federal Deposit Insur-
ance Corporation and Office of Compt-
roller of the Currency "Derivative Prod-
uct Activities of Commercial Banks" Jan-
uary 27, 1993
- [15] Board of Governors of the Federal
Reserve System "Examination Risk Man-
agement and Internal Controls for Tra-
ding Activities of Banking Organization"
December 27, 1993
- [16] Donna J. Fisher "Con : Market Value
Accounting Boils Down to "Trust Me"
Values" Understanding SEC Accounting
Today 1992
- [17] Dorsey L. Baskin Jr., Myrna H. Parker
"SFAS No. 107 : A Survey of Banks' Im-
plementation Choices" Bank Accounting
Finance Fall 1993
- [18] Dorsey L. Baskin Jr., Myrna H.
Parker "SFAS No. 105 : A Survey of
Banks' Implementation Choices" Bank
Accounting Finance Fall 1991
- [19] FASB "Financial Accounting Series
STATUS REPORT" November 30, 1994
- [20] FASB Statement of Financial Account-
ing Standards No. 105 "Disclosure of In-
formation about Financial Instruments
with Off-Balance-Sheet Risk and Finan-
cial Instruments with Concentrations of
Credit Risk," 1990
- [21] FASB Statement of Financial Account-
ing Standards No. 107 "Disclosure about
Fair Value of Financial Instruments,"
1991
- [22] FASB Statement of Financial Account-
ing Standards No. 119 "Disclosures about
Derivative Financial Instruments and
Fair Value of Financial Instruments,"
1994
- [23] General Accounting Office, "Financial
Derivatives Action Needed to Protect the
Financial System", 1994

- [24] Group of Thirty, "Derivatives : Practices and Principles", 1993
- [25] Group of Thirty, "Derivatives : Practices and Principles Appendix I : Working Papers", 1993
- [26] Group of Thirty, "Derivatives : Practices and Principles Appendix III: Survey of Industry Practice", 1994
- [27] Group of Thirty "Derivatives : Practice and Principles Follow-up Survey of Industry Practice", 1994
- [28] Peter A. Abken "Over-the-Counter Financial Derivatives : Risky Business?"
Federal Reserve Bank of Atlanta Economic Review March/April 1994

訂正とお詫び

前月号（95年2月）の調査月報に下記の通り誤りがありましたので、お詫びとともに訂正させて頂きます。

P.18 第2段 表-10

誤：*1994年12月末時点の1ドル99.83円、1イスフラン1.3135円、1ポンド1.5595円

正：*1994年12月末時点の1ドル100.85円、1イスフラン76.95円、1ポンド159.82円

（対顧客電信売相場）